

学問分野別  
P9

分野別

総合教育科目  
P51

総合

文学部  
P89

文

経済学部  
P165

経

法学部  
P201

法

教職  
P263

教職

# 科目別履修要領

## 〔法学部専門教育科目〕

- ・履修要領には、絶版となった参考書も記載してあります。これは、「その参考書が学習上有益である。」と担当者が判断したものです。可能な範囲で図書館などで捜して学習することをお勧めします。
- ・この科目別履修要領の講義要綱には、科目名の「新」・「改訂」が省略されている箇所があります。

**【テキスト】**

小林節・園田康博『憲法〔全訂〕』南窓社、2000年

**【講義要綱】**

テキストは、通学課程の受講用の簡潔なものであるが、精読すれば理解できるはずである。

**【テキストの読み方】**

概念と論理を正確に追うとよい。法律用語辞典を活用するのもよい。

**【履修上の注意】**

「憲法」を履修する前に、その前提として、どれか他の特定の科目を既に履修していなければならないということはない。「憲法」は、いわば入門科目であるので、むしろ前提知識などなくてよいという一面があり、他面で、総合科目として広い背景的知識（教養）があったほうが良いが、だからといってそれが特定科目によって十分なわけでもない。

**【関連科目】**

「行政法」、「国際法」、「刑事訴訟法」

**【参考文献】**

教科書の他に参考書があったほうが分かり易いだろうが、それは、どれか特定のものが良いとか、特定のものでなければいけないと言った性質のものではない。大きな書店や図書館で実際に手にとってみて自分が「読み易い」と感じたらそれが最良の参考書だと言える。

**【レポート作成上の注意点】**

配本テキスト及び参考書を通読し、問われている課題を十分理解したうえで、論点を整理しレポートを作成すること。また、使用した参考書は必ず文献一覧として最後に記して形式を整えること。

**【成績評価方法】**

科目試験による。

**【テキスト】**

池田真朗『スタートライン民法総論（第2版）』日本評論社、2011年

**【講義要綱】**

民法は、私達が共に幸福な社会生活を営むために不可欠な、基本ルール（社会規範）の一つです。すなわち、私達が共に幸福な社会生活を営むためには、自分が望む権利移転の効果

をどのように求めるのか。自分の財産をどのように守るのか。私達が利己的になり他人の生命や財産を侵害しないようにするにはどうすればよいのか等々の基本ルールが必要ですし、それらは社会生活上とても大切なものの一つなのです。したがって、社会の構成員として皆さん一人一人に、民法を学問として学んでいただきたいと思っています。

また、本講でとりあげる「民法総論」は民法典を理解する上での基本原則を内容とする領域ですが、本講義は同時に私法入門や民法入門の役割も兼ねていますので、これから法律専門科目を学んでいく人達は勿論、経済学、政治学、文学等を学んでいこうとする人達にも広く、積極的に履修し、学んで欲しいと願っています。

### 【テキストの読み方】

本講で採用する『スタートライン民法総論（第2版）』は、筆者が、法学部をはじめとして経済・商・文・理工学部他の諸学部一般における、民法の講義テキストとして編集されたものです。

前述のように民法は私達の市民生活の基本ルールであり、しかも私達の生活の最も身近な問題を対象とし、立場や価値観の異なる人々の間に生じる利害の抵触と法的解決をとりあげる、親しみやすく解りやすい学問領域なのです。しかし、残念ながら、いざ法律を学ぼうとすると、法律用語や法文書の表現が固苦しく専門的なために、とても難解で取り組みにくいような印象を与えがちです。

そこで、このギャップを埋めるために、同テキストは、より判り易くて面白い民法の導入書として、できるだけ平易な記述で、民法の基本体系や各規定内容の相互関係を明確にするとともに、また民法の沿革・関連領域の解説や、今後につながる学習方法の説明に相当量を割いて書かれています。

したがって、同テキストの目的を理解して、第5課から始まる民法総則の前に必ず、第1課「ガイダンス」、第2課「民法総則予告編」、第3課・第4課と丁寧に読んでいただき、民法の面白さを十分に味わいながら、今後、民法をどのように学んでいくのかを理解して、学習をスタートしていただきたいと思います。

### 【履修上の注意】

- 1 法律用語を正確に理解して使えることは重要です。法律用語辞典等を手許において、解らない用語はすぐに調べるようにしましょう。
- 2 各制度の制度趣旨や他の制度との相違等を考え、整理できることも大切です。新しく学んだことは、常に既に知っていることと、どのように関連するのか、或いは異なるのかを考えるようにしましょう。
- 3 教科書を読む前に必ず、単元の範囲の一連の条文に目を通して、各規定がどのような事例を想定しているのかのイメージをもってから、教科書を読むようにして下さい。理解が深まります。
- 4 独りで教科書を読む繰返しに終らせないで、必ず講義に参加して、独学では想像でき

なかった事例や解説等を聞き、講義内容をじっくりと考え、友人達と議論を交したり、担当教員へ質問する等の作業を通して、実践的かつ有機的な民法学の理解へと繋げて下さい。

### 【参考文献】

『判例百選民法1』（別冊ジュリスト）有斐閣その他、判例解説の市販書（各種あり）も利用すると便利です。

### 【レポート作成上の注意点】

- 1 テキストや参考文献でそのアウトラインをよく把握してからレポートの作成をはじめて下さい。
- 2 単なる引き写しではなく、自己の頭で整理して十分に問題点を理解した上で、できるだけ自己の言葉で説明して下さい。
- 3 読み手の立場に立った気持ちで、丁寧にレポートすることが大事です（レポートは文章です。図版等を利用した箇条書のレジюмеではありませんので、章立て、各段落、接続語に意味を持たせて、流れのある内容で書いて下さい）。
- 4 レポートや試験に臨む前に、テキスト第14課3の学習上のポイントは必ず読んでおいて下さい。
- 5 なお、科目試験については、指定テキストの範囲を4分して、その内容を問うものですので、少なくとも、事前にテキストを熟読して、記述された各論点を自分の言葉で他人に説明できるよう準備の上で、受験するようにお願いします。

### 【成績評価方法】

科目試験による。

## 刑法総論

（市販書採用科目）（J 089-0991）〔3単位〕

### 【テキスト】

井田良『講義刑法学・総論』有斐閣、2008年

### 【講義要綱】

刑法学とは、現行刑罰法規（とくに刑法典）を対象とする法解釈学の1部門である。刑法典は、第1編の「総則」と第2編の「罪」という2つの部分によって構成されている。総則とは、各則において個別的に問題とされることに共通する普遍的なものをまとめて一般的に扱った部分のことをいう。たとえば、「故意」は、傷害罪であれ、文書偽造罪であれ、収賄罪であれ、すべての犯罪において共通に問題となる。そこで、刑法は、総則の38条において故意について一般的に規定している。個別の犯罪について規定した刑罰法規は、刑法典の第2編「罪」以外にも、数多く存在するが、刑法典の総則は、それらの特別刑法の処罰規定に

も適用されるのが原則である（刑法8条）。

総則と各則の区別に対応して、刑法学は、刑法総論と刑法各論とに分かれる。刑法各論が個別の犯罪（たとえば、殺人罪、強盗罪、放火罪…）を規定した各刑罰法規の解釈論を内容とするのに対し、刑法総論は、犯罪と刑罰の基礎理論、犯罪（ただし個々の犯罪ではなく、およそ犯罪たるもの）の構成要素ないし成立要件、すべての犯罪に共通して妥当するような理論、刑罰の種類と適用などを対象とする。この2つを両方とも勉強しなければ、刑法を学んだことにはならない。総論の勉強はまるで「棒高とび」で、総論特有の体系的な思考を身に付けないかぎり、総論を「ものにする」ことはできないという難しさがある。総則と各則、総論と各論とを区別することは、わが国の法律学に大きな影響を与えたドイツの法律学に特に著しい傾向である。それは法解釈学を体系的なものとし、論理的に正確なものとする長所を持つが、総論の議論をあまりに抽象的で現実離れしたものとし、また学ぼうとする者の理解を難しくするおそれがあることも事実である。

法律学のどの分野も、なかなか独学で勉強するには困難が伴うが、とくに刑法学は概念が複雑であって議論も錯綜しており、テキストのみによる独力の学習ではなかなか成果が上がらないかもしれない。仲間とゼミを組んで議論することがもっとも効果的だと思うが、スクーリングの講義を活用して先生の言葉に耳を傾け、また難しい論点については勇気を奮って先生に質問に行くことをお勧めしたい。

### 【テキストの読み方】

指定テキストを読んでわからない用語や概念があれば、そのつど法律用語辞典などでその意味を確認しながら読み進めること。また、テキストは必ず通読すること。刑法学は極めて体系性の強い学問なので、特定の論点に関する記述だけつまみ食いの的に読んでも理解できないだろう。テキストを何度も読み返しながら、地道に粘り強く学習することが肝心である。なお、刑法総論に関しては、複数の著者の本を同時並行で読むことは、学習上逆効果になるおそれがある。いろいろな学者の本を読みたいという意欲ある方も、まずは指定教科書を通読し、別の本に移るのはその後にして欲しい。

なお、後掲の判例教材を用いて教科書に出てきた判例の内容を確認しながら読めば、学習効果は倍増するだろう。

### 【履修上の注意】

特になし。上記指定テキストを読んで理解が困難だと感じた場合は、井田良『基礎から学ぶ刑事法〔第5版〕』（有斐閣、2013年）および同『入門刑法学・入門』（有斐閣、2013年）を読んだ後に再びチャレンジして欲しい。

### 【関連科目】

「刑法各論」「刑事政策学」「刑事訴訟法」

## 【参考文献】

成瀬幸典・安田拓人編『判例プラクティス刑法Ⅰ総論』信山社、2010年  
井田良ほか『よくわかる刑法〔第2版〕』ミネルヴァ書房、2013年

## 【レポート作成上の注意点】

レポートの作成にあたっては、まず問われている論点を発見しなければならない。そのためにはテキストや参考文献をよく読むことが不可欠である。論点を発見したら、それについての判例と学説を調べ、何をめぐって見解が対立しているのかを理解しなければならない。そのうえで、自分の見解（オリジナルなものである必要はない）を確定して、レポートにまとめ上げる作業が行われなければならない。

自分の頭だけで考えて何かを書いてもそれはレポートにならないし、学説や判例をどれだけ調べ上げてまとめても、自分の見解が述べられていなければ合格点はつかない。参考にした文献はすべて引用する必要がある。特定の文献を引き写したレポート（ましてや他人のレポートを写したもの）はたんに不合格というばかりでなく、不正行為と評価される。

なお、本科目は「刑法総論」であるが、レポート作成の際、場合によっては「刑法各論」の文献も参照する必要がある。

## 【成績評価方法】

科目試験による。

## 法哲学

(J 017-5401、J 21)〔2単位〕

## 【講義要綱】

法哲学は、法および法学の根本問題について原理的・基礎的に考察する学問です。考察方法からみた場合には哲学的な方法を基本としており、哲学の一領域とみられることもあります。たとえば18、19世紀においてはカントやヘーゲルなど哲学者が法哲学の教育・研究もしていました。したがって、哲学的立場によってさまざまな法哲学があります。他方、対象領域からみた場合には、憲法、民法、刑法などの法解釈学・実定法学を含む法学全般をその対象としており、法学の一領域に属します。このように法哲学を学ぶ場合には、哲学と法学という二つの領域についての専門的知識や思考法が必要とされます。特に哲学的に思考することが重要ですので、これに本来的になじめないひとには難しい学問かもしれません。法哲学は必ずしも個々の法的問題に直接かかわるというのではなく、その意味では実用的とは言えないかもしれませんが、法解釈学や法実務に対して原理的・理論的基礎を提供するという意味では実践的です。論者によって多少異なりますが、一般的に言って、法哲学はその主要な問題領域として三つのものが挙げられます。

つまり第一に、法の一般理論では「法とは何か」という法概念の解明をはじめとして、法



源理論、法と道徳との区別・関連の考察、法的強制の特質、法システム・法規範の構造と機能の解明、権利・義務・責任あるいは法の効力などの法的思考の基本的カテゴリーの分析を主要なテーマとしています。

第二に、正義論（法価値論）は、「正義とは何か」をはじめとして、自由や平等、法的安定性や法の合目的性など、法の実現すべき価値理念ないし実定法の評価・批判の基準の探求を中心的テーマとしています。

第三に法律学方法論は、法の解釈・適用ないし法的議論・推論の論理構造や合理性基準、法律学の学問的性質の解明を中心的テーマとしています。

しかし、これらの三つの問題領域は相互に密接に関連しており、統合的な考察が不可欠です。これらの問題領域は古代ギリシア以来、多くの哲学者や法・政治哲学者によって探求されてきました。したがって哲学史や法・政治思想史についての専門的知識も必要となります。

### 【テキストの読み方】

法哲学は原理・原則を考察するという学問的な性質上、抽象的な議論になりやすいのですが、常に解決が求められている現在の具体的な問題とのかかわりの中で検討していくことが重要です。教科書および参考書が抽象的で理解に苦しむかもしれませんが、繰り返し熟読することによって理解できるようになると思いますので、じっくり考えながら、そして自分なりに納得しながら読み進める忍耐力が必要です。

### 【履修上の注意】

上記に述べたように、法哲学は伝統的には哲学の一領域であったこともあり、広く哲学、倫理学、論理学、法・政治思想史などの知識・思考法が必要となります。これらの領域を事前になし並行して勉強しておくことで理解が深まります。

### 【関連科目・分野】

哲学、倫理学、論理学、政治哲学の科目を履修しておくことが望ましいと思います。

### 【参考文献】

井上達夫『共生の作法』創文社、1986年

田中成明『法理学講義』有斐閣、1994年

森征一・岩谷十郎『法と正義のイコノロジー』慶應義塾大学出版会、1997年

森末伸行『正義論概説』中央大学出版部、1999年

平野仁彦・亀本洋・服部高宏『法哲学』有斐閣、2002年

長谷川晃・角田猛之編『ブリッジブック法哲学』信山社、2004年

マイケル・サンデル（鬼澤忍訳）『これからの「正義」の話をしよう—いまを生き延びるための哲学—』早川書房、2011年

### 【レポート作成上の注意点】

上記の課題について、何が論点となっているのかを明確にし、それに対する各論者の見解

を整理したうえで、自分自身の考えを展開してください。また、本題の性質上抽象的になりがちですが、現在解決が求められている課題との関連において、具体的に論述してください。教科書および参考書をほとんどそのまま引用するような形式にならないように注意してください。注には必ず著者名、著書名、出版社名、出版年、該当頁を記載してください。

### 【成績評価方法】

科目試験による。

## 日本法制史 I —古代— (J 044-8602)〔2 単位〕

### 【講義要綱】

まず、テキスト巻頭に詳論されている著者の「日本法制史」という学問に対する考えを熟読して欲しい。つまり、現代の法典や司法制度との関連を考えつつ、必ずテキストの全体を読み通し理解を深めることが必要である。

### 【履修上の注意】

テキストは、紙数の関係から、多くの歴史的事実を省略している。従って受講者は、近年復刊された中公文庫の「日本の歴史」(中央公論新社)や高等学校の日本史教科書などをまぜ一読し基礎知識を涵養してもらいたいと思う。

### 【参考文献】

霞信彦・漆原徹・浜野潔『日本法制史・史料集』慶應義塾大学出版会、2003年

霞信彦・原禎嗣・神野潔・兒玉圭司・三田奈穂『日本法制史講義ノート〔第2版〕』慶應義塾大学出版会、2012年

浅古弘・植田信廣・神保文夫・伊藤孝夫『日本法制史』青林書院、2010年

### 【レポート作成上の注意点】

テキスト・参考書の丸写しにならないように留意することが必要である。併せてそれら参照文献を換骨奪胎してレポートを作成することも、評価の対象とならない。参照文献については、もれなく書名・著者・刊行年・出版社名をレポートの最後に明記することが求められる。

### 【成績評価方法】

科目試験による。



**【講義要綱】**

本講義は、歴史的な法や制度のうち、中世・近世・近代の法制についての知見を深めるために開講される。すなわち、武家政権による封建的前近代的な法制から、西洋法を継受し近代的な法典へと変ぼうを遂げる明治時代までの法制について、焦点をあてたものである。受講にあたっては、過去の法を単なる歴史としてとらえるのではなく、現代の法典や司法制度との関連を考えながら学習をすすめてもらいたい。その際、必ずテキストの全体を読み通し理解を深めることが必要である。

**【履修上の注意】**

テキストは、紙数の関係から、多くの歴史的事実を省略している。従って受講者は、近年復刊された中公文庫の「日本の歴史」（中央公論新社）や高等学校の日本史教科書などをまず一読し基礎知識を涵養してもらいたいと思う。また、日本法制史を通史として理解するためには、「日本法制史Ⅰ—古代—」も併せて履修することが望ましい。

**【関連科目】**

日本法制史Ⅰ—古代—

**【参考文献】**

霞信彦・漆原徹・浜野潔『日本法制史・史料集』慶應義塾大学出版会、2003年

霞信彦・原禎嗣・神野潔・兒玉圭司・三田奈穂『日本法制史講義ノート〔第2版〕』慶應義塾大学出版会、2012年

浅古弘・植田信廣・神保文夫・伊藤孝夫『日本法制史』青林書院、2010年

**【レポート作成上の注意点】**

テキスト・参考書の丸写しにならないように留意することが必要である。併せてそれら参考文献を換骨奪胎してレポートを作成することも、評価の対象とならない。参考文献については、もれなく書名・著者・刊行年・出版社名をレポートの最後に明記することが求められる。

**【成績評価方法】**

科目試験による。

**【テキスト】**

栗林忠男『現代国際法』慶應義塾大学出版会、1999年

### 【講義要綱】

経済活動や環境問題を考えると私たちが生きている社会は様々な部分で国際的になってきています。その国際社会において生じている状況に対応するために、国際法は多様な規則を提供してきました。国内社会の一員であると同時に国際社会の一員である私たちがそこで起きている出来事に敏感であることが求められています。国際社会の理解を法という視点から行うための力を養うこと、これが「国際法Ⅰ」の目標です。この学習を通じて国際社会を身近に感じてほしいと願っています。

### 【テキストの読み方】

条約集を手元に置いて該当する条約、条文を参照しながらテキストを読んでください。

### 【履修上の注意】

法学の基本的な知識を修得しておくことが必要ですが、何よりも国際社会で生じている出来事に関心を持つことが重要です。

### 【参考文献】

奥脇直也編『国際条約集』有斐閣、2014年

大森正仁編著『よくわかる国際法』ミネルヴァ書房、第2版、2014年

### 【レポート作成上の注意点】

課題は国際法の基本的な問題として法源と主体の意義を理解することを求めています。テキストの内容を理解した上で自分の言葉でそれを表現してください。

作成にあたっては参考文献を検索して利用するように努めてください。文献引用はレポートの一部ですので丁寧に行うことが必要です。どこまでが他の人の意見で、どこからが自分の意見なのかを明確にすることが求められます。

### 【成績評価方法】

科目試験による。

## 国際法Ⅱ

(J 096-1001)〔2単位〕

### 【講義要綱】

私たちの生きている社会は様々な部分で国際的になってきています。しかしながら、そこで起きている紛争は依然として多数にのぼります。このように生じている状況に対応するために、国際法は紛争を平和的に解決するための多様な規則を発達させてきました。依然として限界は存在しますが、それをどのように乗り越えていこうとしているのかを学ぶこと、これが「国際法Ⅱ」の目標です。この学習を通じて国際社会で起きている紛争の理解をしてほしいと思います。

## 【テキストの読み方】

条約集を手元に置いて該当する条約、条文を参照しながらテキストを読み進めてください。

## 【履修上の注意】

「国際法Ⅰ」を履修済みであることが望ましい。

## 【関連科目】

国際法Ⅰ

## 【参考文献】

奥脇直也編『国際条約集』有斐閣、2014年

大森正仁編著『よくわかる国際法』ミネルヴァ書房、第2版、2014年

## 【レポート作成上の注意点】

課題は紛争の平和的解決手続について基本的な意義を理解することを求めています。国際法においてどのような条約規定が紛争の平和的解決義務を課しているのかを検討して下さい。また、具体的な紛争において、それらの規則の適用状況について考えることを求めています。この10年間に起きた事例を選んで検討をしてください。

参考文献を検索して利用するように努めてください。文献引用はレポートの一部です。どこまでが他の人の意見で、どこからが自分の意見かがわかるようにしてください。

## 【成績評価方法】

科目試験による。

## 行政法

(市販書採用科目) (J 060-9892) [4単位]

## 【テキスト】

原田尚彦『行政法要論〔全訂第7版補訂2版〕』学陽書房、2012年

## 【講義要綱】

行政法は、国や地方公共団体という行政活動の主体が当事者として登場する法律問題を考察対象とする。我われの日常生活を見渡せば、実に多種多様な行政活動が関わっていることが容易にわかるだろう。各種の公的手続に必要な住民票は市町村が管理し、自動車を運転するには都道府県の公安委員会が発行する免許が必要であるし、普段利用する鉄道の運賃は国(国土交通大臣)の認可を受けたものである。

守備範囲が広く、したがって行政法に“関わる”法律は数多くあるが、「行政法」という3文字の名前の法律は存在しない。行政活動を行うにあたって事前に踏む手続について「行政手続法」、何らかの権利侵害を受け、また損失を被った場合の救済手続について「行政不服審査法」「行政事件訴訟法」「国家賠償法」といったいくつかの統一法典は用意されている

が、個々の行政活動は、無数にある個別実定法によって行われる。行政法（学）は、ある特定の法律だけを対象とするのではなく、さまざまな行政活動をマナ板にのせて、その法的な仕組みや、適正性を検証するための原理・原則を抽出して組み上げたものである。

今日の社会にあって、行政活動は、実に多くの場面で活発に行われ、かつ役割も重要である。そこでは、既存の法律や、これまでに積み上げられてきた判例・学説によって解決可能な問題ばかりではなく、新たに政策形成を試み、制度の構築を図る必要に迫られる問題もあるだろう。また、行政手続法、情報公開法の立法、行政事件訴訟法の改正などの法整備は言うに及ばず、規制改革・行政改革の波は、行政活動を取り巻く環境を着実に変化させている。現実の問題を前にしたとき、主権者たる国民にとって最善の解決策は何かということを常に考えながら、行政法の意義を学んでほしい。

### 【テキストの読み方】

行政法は、(1) 行政活動を担う組織に関する「行政組織法」のほか、(2) 行政活動の仕組みと法令適合性の判断を課題とする「行政法総論」と、(3) 行政活動による権利侵害や財産的損害を回復するために国民がとりうる手続・手段を考察の対象とする「行政救済法」の3本柱から構成される。

テキストに指定した原田尚彦『行政法要論』は、このような行政法の体系全体をコンパクトに一冊にまとめたものである。参考文献に挙げた教科書・基本書には、同様に行政法の体系全体を一冊にまとめた稲葉ほか『行政法』、櫻井・橋本『行政法』もあれば、行政法総論（行政組織法の概略を含む）と行政救済法を分冊する大橋『行政法Ⅰ現代行政過程論』『行政法Ⅱ現代行政救済論』もある。いずれの場合も、とりわけ行政法総論と行政救済法が相互に連絡することを意識しながら、読み進めるとよい。

### 【履修上の注意】

「憲法」及び「民法」の基礎を学んだうえで、履修すること。

### 【レポート課題・科目試験出題用指定参考書】

櫻井敬子・橋本博之『行政法〔第4版〕』弘文堂、2013年

### 【参考文献】

\*教科書・基本書

稲葉馨・人見剛・村上裕章・前田雅子『行政法〔第2版〕』有斐閣、2010年

大橋洋一『行政法Ⅰ現代行政過程論〔第2版〕』有斐閣、2013年

大橋洋一『行政法Ⅱ現代行政救済論』有斐閣、2012年

\*学習用判例解説集

『判例百選』シリーズ

『重要判例解説』シリーズ

## 【レポート作成上の注意点】

- (1) 設問をよく読むこと。例年、設問の趣旨を無視し、「行政法とは何か」などを書いてくるレポートが散見される。
- (2) 法学の基礎知識を確認すること。根拠条文の引用方法、裁判判決の出典の表記方法など、基本的な約束事が守られていない場合が多い。
- (3) 構成を練ること。文章を書き連ねるだけでは、読み手に訴える説得力に乏しい。小見出しを付ける、(一部に) 箇条書きのスタイルを取り入れる等の工夫を試みてほしい。『法学教室』、『法学セミナー』等の法律雑誌に掲載された論文等に接することも、書きかたを学ぶためには有益である。

## 【成績評価方法】

科目試験による。

## 新・物権法

(市販書採用科目) (J 101-1391) [3単位]

## 【テキスト】

石田剛、田高寛貴、占部洋之、秋山靖浩、武川幸嗣『民法Ⅱ 物権 リーガルクエスト』有斐閣、2010年

斎藤和夫『レアブーフ民法Ⅱ【物権法】』中央経済社、2009年

## 【講義要綱】

民法典第二編・物権編において規定されている諸制度を総称して、講学上「物権法」とよんでいます。物権は債権と並ぶ主要な財産権ですが、それでは、物権とはどのような権利なのか。いかなる種類・内容の権利があって、それらが取引社会においてどういう役割を果たしているのか。さらに、どのような場面において、いかなる形で物権をめぐる利害が対立し、それらについてどのように調整すべきなのか。こうしたことについて規律するルールが物権法なのです。本科目では、その全容について学びます。

## 【テキストの読み方】

物権法は私たちの財産および経済活動に関する基本的なルールですので、確かな理解と納得を一つ一つ丁寧に積み上げていくことを心がけてください。

## 【履修上の注意】

本科目を履修するに先立って、「民法総論」を履修することが望まれます。また、本科目と並行または前後して、「債権各論」および「債権総論」を履修することを推奨します。

## 【関連科目】

「債権各論」、「債権総論」

## 【参考文献】

『判例百選民法Ⅰ〔第6版〕』（有斐閣、別冊ジュリスト）

『民法の争点』（有斐閣、別冊ジュリスト）

## 【レポート作成上の注意点】

テキストを精読し、しっかり理解した上で、課題が何に関するどのような理解を問うているのかについて正確に把握し、必要に応じて参考文献を活用しながら作成に着手してください。

## 【成績評価方法】

科目試験による。

## 債権総論

( J 055-9903 ) [ 3 単位 ]

## 【講義要綱】

本テキストの各章の冒頭に四角囲みで各章の概要を提示しているのので、それをもって講義要綱（シラバス）に代替する。また本テキストは、学習方法のアドバイス等についても記述しているのので（特に第8章「学習ガイダンス」）、適宜参照されたい。

## 【履修上の注意】

本科目の履修を開始する前に、「民法総論」を履修していることが望ましい。本科目と前後して、「債権各論」を履修することを推奨する。

## 【関連科目】

民法総論、物権法、債権各論

## 【参考文献】

奥田昌道『債権総論〔増補版〕』悠々社、1992年

中田裕康『債権総論』岩波書店、2008年

奥田昌道、池田真朗＝潮見佳男編『法学講義民法4 債権総論』悠々社、2007年

片山直也ほか編『STEP UP 債権総論』不磨書房、2005年

奥田昌道・安永正昭・池田真朗編『判例講義民法Ⅱ 債権〔補訂版〕』悠々社、2005年（追補判例集付き増補版2010年）

鎌田薫ほか編『民事法Ⅱ 担保物権・債権総論〔第2版〕』日本評論社、2010年

池田真朗編『民法 Visual Materials』有斐閣、2008年

## 【レポート作成上の注意点】

まずは、テキストを十分に理解してから、課題が何を要求しているかをじっくりと検討し、その後でレポート作成に着手するように心掛けたい。



## 【成績評価方法】

科目試験による。

## 債権各論

(J 090-1001)〔3単位〕

### 【講義要綱・テキストの読み方】

債権各論は、民法上の財産権である物権と債権のうち、債権の発生原因を扱う分野である。債権は、契約、事務管理、不当利得及び不法行為の四つの発生原因に基づいて発生する権利であるが、とりわけ、これらの発生原因の中で、契約と不法行為が重要である。契約については、民法521条以下、696条まで170箇条以上の条文があり、その内容を丹念に理解することが必要であるのに対して、不法行為については、709条から724条まで僅か16箇条しかなく、条文の細かな解釈というよりも、判例法の分野であるから、判例の丹念な勉強が必要となる。テキストは、契約に関して比較的丁寧な解説が付されているが、不法行為については、基本的な解説が付されているにすぎないため、不法行為の勉強に当たっては、たとえば、近江幸治『民法講義Ⅵ事務管理・不当利得・不法行為〔第2版〕』（成文堂）といった他の不法行為等を扱う詳しい教科書を参照することも心がけて欲しい。いずれにせよ、教科書や参考文献を読む際には、それを暗記するのではなく、一つ一つの制度の趣旨やその意義、その要件と効果を良く理解して、具体的にどのような場面で当該制度がどのように機能するのかをイメージしながら、勉強を進めて欲しい。

### 【履修上の注意】

債権各論は、民法財産法の一分野であるから、民法総則の理解は当然の前提として、関連が深い債権総論の勉強と関連づけて勉強をして欲しい。とりわけ、債権総論の債権の目的、債権の効果、分けても債務不履行の分野、債権の消滅の中でも弁済や弁済の提供、相殺といった分野の理解は、債権各論を理解するうえで必ず必要になるため、そうした分野との関連を必ず意識して欲しい。

### 【参考文献】

参考書：内田貴『民法Ⅱ〔第2版〕』（東京大学出版会、2007年）、近江幸治『民法講義Ⅴ契約法〔第3版〕』（成文堂、2006年）、近江幸治『民法講義Ⅵ事務管理・不当利得・不法行為〔第2版〕』（成文堂、2007年）等の定評のある一般的な教科書

判例解説：中田裕康・潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選Ⅱ（債権）〔第6版〕』（有斐閣、2009年）、松本恒雄・潮見佳男編『判例プラクティス・民法Ⅱ債権』（信山社、2010年）等の判例の解説書

なお、レポートの課題に際しては、最新の判例を参照する必要もでてこよう。その際には、裁判所ウェブページやジュリスト増刊『平成23年度重要判例解説』といった判例解説なども、適宜参照して欲しい。

## 【成績評価方法】

科目試験による。

## 新・親族法

(市販書採用科目) (J 104-1491) [1単位]

### 【テキスト】

高橋＝床谷＝棚村『民法7 親族・相続(第3版)』有斐閣、2011年

### 【講義要綱】

民法・親族編を対象としています。法が家族に関してどのような規律を行っているのか、法の基本的考え方を踏まえて理解しましょう。まず、夫婦とは何か、成立及び効果を学び、次に婚姻の解消＝離婚の手續及び効果について理解します。第2に、親子関係について、法的親子(実親子、養親子)関係の発生や、親権制度について理解します。最後に、それ以外の親族関係について生じる扶養や後見制度について学習します。

### 【テキストの読み方】

参考文献①を熟読することにより、テキストの概説の理解を補ってください。特に、法改正など新たな事情について、参考文献で学んでください。

### 【履修上の注意】

「民法総論」を履修済みであること。

### 【関連科目】

「相続法」

### 【参考文献】

- ①犬伏＝石井＝常岡＝松尾『親族・相続法』弘文堂、2012年
- ②二宮周平『家族法(第4版)』新世社、2013年
- ③水野紀子他『家族法判例百選(第7版)』有斐閣、2011年

### 【レポート作成上の注意点】

基礎知識をふまえて論点を整理すること。教科書・参考書の丸写しはしないこと。参考文献①は必読である。

## 【成績評価方法】

科目試験による。

**【講義要綱】**

民法・相続編を対象とする。ある人が死亡した場合に生じる財産の継承に関してどのようなルールが定められているかを理解する。法定相続のルール、遺言による処分についてのルールを理解し、法定相続人の地位、相続人間の平等、遺言制度の意義について理解する。

**【テキストの読み方】**

全体像の把握に努め、理解できない部分は、参考文献等で理解を深めること。条文を参照すること。

**【履修上の注意】**

民法—財産法及び親族法の知識が不可欠であるため、これらの分野について、理解していることが望ましい。

**【科目試験用指定参考文献】**

犬伏＝石井＝常岡＝松尾『親族・相続法』弘文堂、2012年

**【関連科目】**

「親族法」

**【参考文献】**

- ①犬伏＝石井＝常岡＝松尾『親族・相続法』弘文堂、2012年
- ②床谷＝犬伏編『現代相続法』有斐閣、2010年
- ③水野紀子他編『家族法判例百選（第7版）』有斐閣、2008年

**【レポート作成上の注意点】**

基礎知識をふまえて論点を整理すること。教科書・参考書のまる写しはしないこと。参考文献①は必読である。

**【成績評価方法】**

科目試験による。

**【テキスト】**

宮島司『新会社法エッセンス〔第3版補正版〕』弘文堂、2010年

※テキストは、最新版の使用が望ましいが、第3版（2008年）、第2版（2006年）のいずれを用いて学習しても構いません。

## 【講義要綱】

平成17年に会社法が制定され、18年5月から施行された。これによって、これまで商法第二編、商法特例法、有限会社法などに分かれていた会社に関する諸規定（通称会社法）が、名実共に一つに統一された大法典となって実現した。会社法では、商法や有限会社法で用いられていたカタカナ文語体から平仮名口語体へと表記が改められ、また、経済・社会の変化に合致すべく、内容に関しても、実質的な改正が広範囲にわたって行われている。また、新聞やニュースでも、コーポレート・ガバナンス、企業買収、企業再編など会社法に関連する話題が溢れている。会社は誰のものであるか。ある人は株主のものと答え、又ある人は経営者のものと答え、又ある人は従業員のものと答えるかもしれない。学習者はそれぞれ、この質問に対する自分自身の答えとその理由を考えて欲しい。

## 【テキストの読み方】

会社法は条文数も多く、内容も広範囲にわたるため、まず、全体を通読して概要を掴み、それから精読するか、あるいは、株式会社であれば、まず、株式と機関あたりを熟読して理解した後に他の部分へ進んでいくなど、それぞれに工夫をするとよい。テキストは、重要事項を強調するために青字を用い、また、理解を深めるためにコラムを設けるなどよく工夫されているので、楽しみながら読みすすんでもらいたい。

## 【履修上の注意】

特になし。

## 【関連科目・分野】

商法総則・商行為法、手形法、保険法

## 【参考文献】

江頭憲治郎『株式会社法（第4版）』有斐閣、2011年

神田秀樹『会社法（第15版）』弘文堂、2013年

山本爲三郎『会社法の考え方（第8版）』八千代出版、2011年

## 【レポート作成上の注意点】

テキストを丸写しすることなく、他にも参考書を読むなどして、問題点を多角的に分析し、再構成することを心がけてほしい。また、会社に関する法制度は頻繁に改正を受けているため、参考文献を用いるときは、どの時点の文献かをよく見極め、常に現行法の規定との整合性を検討することを忘れないようにしなければならない。

## 【成績評価方法】

科目試験による。

**【テキスト】**

落合誠一・大塚龍児・山下友信『商法Ⅰ—総則・商行為〔第5版〕』有斐閣、2013年

※テキストは、最新版の使用が望ましいが、第4版(2009年)、第3版補訂版(2007年)、第3版(2006年)を用いて学習しても構いません。

**【講義要綱】**

商法とは企業に関する法である。商法は、企業と企業取引に関する特別な規定を置いており、これらの規定を理解することは、私法の一般法である民法の理解もさらに深めることに役立ち、また、この他の企業法の分野に属する会社法や手形法・小切手法、保険法、海商法などを学ぶ橋渡しともなるであろう。商法総則と商行為法は平成17年に改正を受けている。条文番号や内容にも変容があったので、注意しなければならない。

**【テキストの読み方】**

わからない部分はそのままにしないで、ゆっくり内容を確認しながら読むとよいであろう。特に、商人と商行為の概念ならびにこれらの相互の関係は重要なので、かならず理解するようにしてほしい。なお、テキストの9章(保険取引)は、当該科目のレポート、科目試験の出題範囲から除くものとする。

**【履修上の注意】**

民法総則は履修済であること。他の民法の科目(債権総論、債権各論など)についても履修していることが望ましい。

**【関連科目】**

民法関連科目全般、会社法、手形法、保険法・海商法。

**【参考文献】**

近藤光男『商法総則・商行為法(第6版)』有斐閣、2013年

藤田勝利ほか編『プライマリー商法総則・商行為法(第3版)』法律文化社、2010年

弥永真生『リーガルマインド商法総則・商行為法(第2版)』有斐閣、2006年

**【レポート作成上の注意点】**

テキストを丸写しせず、問題点を検討し、自らの力で問題点を書き表すように努力して欲しい。参考文献を探す際には、出版年を確認して、平成17年改正商法を前提に改訂された書物や雑誌記事で勉強する方が間違いを避ける意味でもよく、改正前の文献を用いる場合には改正点をよく把握した上で利用しなければならない。

**【成績評価方法】**

科目試験による。

**【テキスト】**

山野嘉朗・山田泰彦編著『現代保険・海商法30講〔第9版〕』中央経済社、2013年

※テキストは、最新版の使用が望ましいが、第8版(2010年)を用いて学習しても構いません。

**【講義要綱】**

保険は、人の生活や企業活動におけるリスク・マネジメントの一つとして重大な役割を担っている。その特徴は多数の保険契約者が支払う(純)保険料の総額と、保険金の支払総額とが等しくなるように「大数の法則」に基づく確率計算が行われ、保険事故発生時における支払が制度的に担保されているところにある。

もともと、一般に人の経済活動に関する法律制度は、経済制度を形成・維持するための手段たる形式であるから、経済制度と法形式が内容上異なるということは考えにくい。が、保険制度にあっては、経済制度としては、保険団体を要素とするものでありながら、法律制度としては保険契約の当事者の契約のみが問題とされるというように、同一の取引について、経済制度と法律制度とでとらえる側面がまったく異なっているという特殊性が生ずる。また、保険制度上保険金支払の確保のための料率計算の必要性から、保険会社が作成する約款が不可欠の存在となっている。

その結果、保険契約に関してはさまざまな次元の問題が存在することとなる。近時の商法の判例の中でも、保険契約に関するものの比率が高くなっており、また平成22年4月1日から「保険法」が施行されるなど、重要性の高まってきている分野といえる。

なお、海商法に関しては、商法第三編「海商」中の第六章に規定される海上保険についてのみ対象とする。

**【関連科目】**

「民法総論」

**【参考文献】**

西島梅治『保険法〔第三版〕』悠々社、1998年

山下友信『保険法解説』有斐閣、2010年

倉沢康一郎『保険法通論』新青出版、2004年

山下友信他『保険法(第3版)』有斐閣、2010年

重田晴生＝中元啓司＝志津田一彦＝伊藤敦司『海商法』青林書院、1994年

落合誠一＝江頭憲治郎・編集代表『海法大系』商事法務、2003年

山下友信＝洲崎博史編『保険法判例百選』有斐閣、2010年



## 【レポート作成上の注意点】

問題の所在を明らかにしたうえで、それについての判例・学説を論理的に把握し、自ら整理することが大切であり、それらを前提として、私見を明示しなければならない。

## 【成績評価方法】

科目試験による。

## 手形法

(市販書採用科目) (J 063-9892) [2単位]

## 【テキスト】

宮島司『やさしい手形法・小切手法〔第2版〕』法学書院、2003年

## 【講義要綱】

手形法は手形についての私法関係を律する法律であるが、手形自体が主に企業取引の道具として使われるものであるため、一般の人々には縁遠い存在である。そのため、手形法の学習にあたっては、まず興味を持ちにくいという難題をクリアしなければならない。しかしながら、手形法学はビジネスライクな企業取引の社会における慣習に基づいて構成されたルールであるため、感情的あるいは一般的・直接的な倫理観から離れた論理的な思考の体系となっている。その意味で、法律学というものの面白さを理解するためには、最適な科目であるといえる。より具体的には、手形行為論を学ぶことによって法律行為論についての理解を得ることができるのである。その意味では、民法を理解するためにも手形法を学ぶことには意義がある。

## 【テキストの読み方】

テキストとして指定した、宮島司『やさしい手形法・小切手法〔第二版〕』は、手形法の骨格を具体的にわかりやすく解説し、入門者には最適の書物である。

手形法はしっかりとしたシステムティックな体系を持っているため、一時的に消化不良になるのは必然であるが、とりあえず本書を通読することが必要である。

## 【履修上の注意】

本来は、学習にあたっての基礎として、「民法総論」と「債権総論」の知識が必要であるが、「手形法」を学びながら、民法を振り返るといった形でも構わない。

## 【関連科目】

「民法総論」、「債権総論」

## 【参考文献】

田辺光政『最新手形法小切手法（四訂版）』中央経済社、1994年

前田庸『手形法・小切手法』有斐閣、1999年

丸山秀平『手形法小切手法概論（第2版）』中央経済社、2001年  
川村正幸『手形・小切手法（第3版）』新世社、2005年  
倉沢康一郎『手形判例の基礎』日本評論社、1990年  
鴻常夫ほか『手形小切手判例百選〔第6版〕』有斐閣、2004年

### 【レポート作成上の注意点】

問題の所在を明らかにしたうえで、それについての判例・学説を論理的に把握し、自ら整理することが大切であり、それらを前提として、私見を明示しなければならない。

### 【成績評価方法】

科目試験による。

## 刑事政策学

（市販書採用科目）（J 085-0891）〔2単位〕

### 【テキスト】

守山正・安部哲夫編著『ビギナーズ刑事政策〔第2版〕』成文堂、2011年

### 【講義要綱】

まずは、我が国のPFI刑務所（民間の資本とノウハウを投入して建設・管理運営を行う刑務所）にどのような意義や特色があるのかを、海外の民営刑務所と比較しながら考察し、そのうえで、我が国のPFI刑務所にどのような課題や問題があるのかを検討すること。

### 【テキストの読み方】

テキストはレポート作成の上での単なる出発点にしか過ぎないので、テキストに掲載されている参考文献や論文は勿論、更にそれらの中に示されている参考文献や論文といった具合に、当該問題に関する参考文献や論文を幅広く集め、それらを丁寧に読んだ上でレポートを作成すること。少なくとも10や20の論文はあるので、それらをきちんと読んで、内容を理解し、問題点を抽出し、考察を加えてからレポートを書くこと。各参考文献や論文の「切り貼り」作業をすることがレポートではない。政策や立法の動きが激しいので、古い文献や資料を用いるときには注意を要する。

### 【関連科目】

刑法、刑事訴訟法

### 【参考文献】

テキストに示されている参考文献やその中の参考文献等を参照のこと。犯罪の動向を把握するには、犯罪白書や警察白書といった白書のほか、警察統計（平成～年の犯罪）、検察統計、司法統計、矯正統計年報、保護統計年報などが参考となる。

## 【レポート作成上の注意点】

テキストをまとめるだけのレポートでは合格点が出ない。課題に関連した文献や論文のうち重要なものをきちんと読んであるかも採点の重要な基準となる。さらに、「～という問題がある」という記述だけで終わっているレポートが多いが、その問題に対してどう考えるか、それとは異なる見解があるか、ある場合は、なぜそうした見解をとることができないのか、などをきちんと論ずるのがレポートの課題である。なお、再提出となった場合、前回の講評で求められていることを踏まえて次回のレポートを作成すること。前回の講評を加味して作成したとは思えないレポートや、前回の講評を考慮しないで、全く異なる内容としたレポートは、「添削不能」として処理するので注意すること。テキストや他人の文献等の丸写し、インターネット上の他人の資料等のコピー&ペーストは、添削不能とするばかりでなく、悪質なものと不誠実なものは、不正行為として処分の対象となるので、くれぐれも気をつけること。参照または引用した文献や資料は、必ず脚注に出典（著者名、題名又は書名、掲載雑誌又は出版社、刊行年、頁数）を書くこと。

## 【成績評価方法】

科目試験による。

## 刑法各論

(市販書採用科目) (J 072-0291) [4単位]

## 【テキスト】

井田良『新・論点講義シリーズ2 刑法各論〔第2版〕』弘文堂、2013年

※初版(2007年)、同『論点講義シリーズ10 刑法各論』(弘文堂、2002年)でも単位修得には問題ありませんが、なるべく新しい版で学習をすることをお勧めします。

## 【講義要綱】

刑法各論は、個別の犯罪(たとえば、殺人罪、強盗罪、放火罪など)を規定した各刑罰法規の解釈論を展開することを内容としている。刑法総論が、犯罪と刑罰の基礎理論、犯罪(ただし個々の犯罪ではなく、およそ犯罪たるもの)の構成要素ないし成立要件、すべての犯罪に共通して妥当するような理論、刑罰の種類と適用などを対象とするのに対し、刑法各論は、総論の知識を前提としつつ、個々の刑罰法規に規定されたそれぞれの犯罪の特殊な成立要件を明らかにすることを中心とする。すなわち、それぞれ個別の犯罪類型を定めた刑罰法規の解釈を通して、各犯罪の具体的な内容と成立要件(たとえば、名誉毀損罪はどのような場合に成立するか)や、犯罪類型の相互関係(たとえば、窃盗罪と詐欺罪との関係)などを明らかにしようとするのである。

刑法各論は、身近な事例をめぐって法的論理が縦横に展開される、興味の尽きない学問領域である。「雑多な刑罰法規に関する種々の情報を平板に羅列したもの」などでは決してない。

ただし、その面白さを本格的に味わうためには、刑法総論のかなり進んだ理解が前提となるであろうし、テキストをくり返し読むことが必要になるであろう。

各論を学ぶにあたっては、テキストの中に刑法の条文が引用されているときはもちろん、そうでなくても、つねに手元の六法を参照していただきたい。テキストを読んで理解が難しい箇所につづいたら、条文の内容が頭に入っているかどうか自問自答してほしい。テキストは、読者が六法を参照することを当然の前提として書かれている。重要な条文については、規定の文言をだいたい暗記してしまうほど何度も読み返すべきである。

また、応用力を養うためには、各論の重要な論点について立ち入った勉強をすることが必要である。すべての論点について掘り下げた研究をすることは不可能であるが、代表的ないくつかの論点を選んで教科書レベルをこえた勉強をすることは、各論全体に対する理解を数段深めることを可能にする。たとえば、芝原邦爾ほか編『刑法理論の現代的展開・各論』（日本評論社、1996年）、町野朔『犯罪各論の現在』（有斐閣、1996年）、山口厚『問題探究・刑法各論』（有斐閣、1999年）、曾根威彦『刑法の重要問題〔各論〕』（成文堂、2006年）などは、そのような学習に最適の文献であろう。

### 【テキストの読み方】

指定テキストを読んでわからない用語や概念があれば、そのつど法律用語辞典でその意味を確認しながら読み進めるべきだということは、「刑法総論」の場合と全く同様である。場合によっては、「刑法総論」の教科書を適宜参照する必要もでてくるだろう。「刑法総論」の場合と同じく、テキストを何度も読み返しながらか、地道に粘り強く学習することが肝心である。

また、後掲の判例教材を用いて教科書に出てきた判例の事案と判旨を逐一確認すれば、学習効果は倍増する。

### 【履修上の注意】

特になし。基礎的な知識が欠けていると感じる場合は、まず井田良『基礎から学ぶ刑事法〔第5版〕』（有斐閣、2013年）および同『入門刑法学・各論』（有斐閣、2013年）を読んでほしい。

### 【関連科目】

「刑法総論」「刑事政策学」「刑事訴訟法」

### 【参考文献】

成瀬幸典ほか編『判例プラクティス刑法Ⅱ 各論』信山社、2012年  
井田良ほか『よくわかる刑法〔第2版〕』ミネルヴァ書房、2013年

### 【レポート作成上の注意点】

レポートの作成にあたっては、まず問われている論点を発見しなければならない。そのためはテキストや参考文献をよく読むことが不可欠である。論点を発見したら、関連する判

例と学説を調べ、何をめぐって見解が対立しているのかを理解しなければならない。そのうえで、自分の見解（オリジナルなものである必要はない）を確定して、レポートにまとめ上げる作業が行われなければならない。自分の頭だけで考えて何かを書いてもそれはレポートにならないし、学説や判例をどれだけ調べ上げてまとめても、自分の見解が述べられていなければ合格点はつかない。参考にした文献はすべて引用する必要がある。特定の文献を引き写したレポート（ましてや他人のレポートを写したもの）はたんに不合格というばかりでなく、不正行為と評価される。

なお、本科目は「刑法各論」であるが、レポート作成の際、場合によっては「刑法総論」の文献も参照する必要がある。

### 【成績評価方法】

科目試験による。

## 民事訴訟法

（市販書採用科目）（J 065-9892）〔4単位〕

### 【テキスト】

池田辰夫編『新現代民事訴訟法入門』法律文化社、2005年

これは中野貞一郎編『現代民事訴訟法入門〔新版〕』の改訂版というべきものであり、2004年の民訴法の改正にも対応している。

### 【講義要綱】

実体私法（民法や商法）は、具体的な権利の内容や権利の変動（権利の発生・変更・消滅等）のための要件事実を規定している。そこで権利の有無が争われた場合、裁判所は要件事実の存否を調べ、それに基づいて権利の有無を判断して、紛争の決着をつけることになる。この裁判所の判断（判決）が形成される手続が民事訴訟であり、この手続を規律しているのが民事訴訟法である。実体法上の権利の実現や私法秩序の維持は民事訴訟を通じて実現されるということが出来るし、民事訴訟は民事紛争を法的に（正義に基づいて）解決するための手続ということもできる。つまり実体法と訴訟法は正に車の両輪に譬えられるもので、両者があいまって社会の法の秩序が維持されている。

本講義の目的は、民事訴訟法の解釈を通して、民事訴訟手続の内容や構造、そこに働く原理や原則を明らかにするものである。なお、原告が私法上の請求権の実現を求めて訴えを提起した場合に、請求権の存在が裁判所の判決において認定され、その判決が確定したならば、請求権の内容は実現されることになっている。請求権の強制的な実現を目的にする手続が強制執行手続であり、民事執行法が規定している。

### 【テキストの読み方】

テキストを読んで、重要な用語や概念はテキストに線を引くなり、ノートにまとめるなり



して、正確に理解し覚えること。同時にそれらの用語や概念は、具体的にはどのような事態（事例）を想定して作られたものであるかを考えることが重要である。用語や概念は、具体的な問題を解決するための指針として作られていることを忘れてはならない。したがって、判例や演習書を参考に、常に具体的な事例を考えながら勉強するとよいであろう。次に、民事訴訟手続の流れを自分なりに図等でまとめておくことも大切である。大局的に民事訴訟手続を理解することができるからである。

民事訴訟法は勉強する範囲が広いので、テキストを読む場合の効率的な学習方法は、重点的に読む部分とそうでない部分を区別することである。この区別は初学者には簡単ではないと思うので、参考までに重要な部分を挙げれば、「第1審の訴訟手続と複雑な訴訟」（第2章から第11章まで）である。すなわち、このことを念頭においてテキストを読む必要がある。これら以外の事項（序章・第1章・第12章以下）は、これらについて理解するために読む必要が生じた場合に、読めばよい。そうでない場合は、これらについて十分な理解ができた後に、簡単に読めばよい。

さらに、「第1審の訴訟手続と複雑な訴訟」の中で、民事訴訟法の固有の問題で民事訴訟手続の根幹をなす重要項目を敢えて挙げれば、次のような箇所である。「訴えと訴訟上の請求」（第2章の1）、「訴えの利益—当事者適格」（第2章の2）、「弁論主義」（第7章の2）、「判決の効力」（第9章の2）、「判決の効力が及ぶ人々—既判力の主観的範囲」（第9章の3）である。

これらの項目については重点的に勉強すべきであるが、もちろん、これらだけで民事訴訟法の勉強は済むということではないし、これら以外は重要ではないということでもない。民事訴訟法を勉強したというのであれば、最低限、これらの項目について十分に理解しておく必要があるという意味である。なぜならば、これらは基礎理論を構成するものであり、これらのうえに民事訴訟法学は成り立っているからである。したがって、たとえ本科目の試験に合格して単位を取得したとしても、これらの項目の理解が十分でないならば、民事訴訟法を勉強したことにはならないと考えるべきである。

なおテキストの記述が簡単なため、内容を理解することが困難な場合は、詳しく記述されている体系書を参考にするとよい。また訴えや判決に関する箇所を読む場合、訴状や判決書を一度見ておくと理解しやすくなる。訴状や判決書のモデルは民事訴訟の実務に関する本に掲載されていることが多いし、判決書の書式は判例を判例集や雑誌で読むことによって知ることができる。

### 【履修上の注意】

「民法総論」、「物権法」、「債権総論」、「債権各論」、「会社法」、「手形法」等の民法・商法の基本科目の中で、少なくとも2科目以上は学習を終えていることが望ましい。

### 【関連科目】

「破産法」：「破産法」を履修する場合は「民事訴訟法」について学習を終えていることが



必要である。

## 【参考文献】

参考書を利用する場合、法の改正に注意する必要がある。現在の民事訴訟法が施行されたのは1998年であるが、その後に次のような改正がなされている。

2003年に民事訴訟法はいくつかの事項に関して改正された。同年、民事訴訟法と密接な関係がある人事訴訟手続や仲裁手続に関して、新しい法律が成立し公布された。すなわち人事訴訟法、仲裁法である。そして2004年にも民事訴訟法の一部が改正された。その後も他の法律の改正により、それに対応して民事訴訟法の条文の改正が行われていることにも注意する必要がある。例えば、郵便事業の民営化に伴い、送達に関する規定が改正された。すなわち民訴法99条2項、104条3項2号等の改正である。「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（平成19年法律第95号）により、証人尋問に関する規定が改正された。すなわち民訴法203条の2、203条の3の追加、204条の改正である。

2011年には次のような法律が成立し公布された。「民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律」（平成23年法律第36号）、「非訟事件手続法」（平成23年法律第51号）、「家事事件手続法」（平成23年法律第53号）。

2011年の民事訴訟法の改正の内容は、国際的な民事事件に対応するために国際裁判管轄の規定を新設したことである。すなわち、日本の裁判所が国際的な民事事件を担当できるか否かについては、従来は法律に規定がないために、裁判所が事件ごとに対応していた。そのため国際裁判管轄について立法化が望まれていた。改正法はこれに応じて具体的に詳細な規定を新設したので（民訴法3条の2～3条の12）、国際裁判管轄の問題は、今後はこの規定によって処理されることになる。なお、1996年（平成8年）に成立した現在の民事訴訟法においてこの問題は検討はされたが、立法化は見送られたという事情がある。

ところで関連した問題として、外国を被告とした訴えについて、日本の裁判所が民事裁判をすることができるかという問題がある。これについては、「外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律」（平成21年法律第24号）が規定している（「対外国民事裁判権法」という略称が使用される場合もある）。

そこで参考書を利用する場合は、これらの改正を織り込んでいるものを利用すべきである。参考書が改正法を参照して書かれているか否かを見分けるには、本の冒頭のはしがきを読んだり、本の最後の奥付の出版年を見て判断することになる。

もっとも理論的な問題や法律の改正に影響されない問題であれば、上記の法の改正に影響を受けることはない。したがって、2003年7月以前に出版された本の価値がなくなったとか、利用できないということではない。レポートの課題は理論的な問題であり、上記改正に直接影響は受けないので、改正を織り込んでいない参考書でも十分に利用できる。なお2004年の民事訴訟法の改正の概要は、坂原正夫「民事訴訟手続のオンライン化について」（三色旗691号15頁以下〔2005年10月1日発行〕）において述べられている。

## I 一般的な体系書

以下に代表的な体系書を挙げる（編著者名の五十音順）。

伊藤眞『民事訴訟法〔第4版〕』有斐閣、2011年

上田徹一郎『民事訴訟法〔第7版〕』法学書院、2011年

梅本吉彦『民事訴訟法 4版』信山社、2009年

川嶋四郎『民事訴訟法』日本評論社、2013年

河野正憲『民事訴訟法』有斐閣、2009年

小島武司『民事訴訟法』有斐閣、2013年

新堂幸司『新民事訴訟法〔第5版〕』弘文堂、2011年

高橋宏志『重点講義 民事訴訟法 上〔第2版補訂版〕』有斐閣、2013年

高橋宏志『重点講義 民事訴訟法 下〔第2版〕』有斐閣、2012年

中野貞一郎ほか編『新民事訴訟法講義〔第2版補訂2版〕』有斐閣、2008年

\* なお、第3版は2014年春に刊行予定。

松本博之＝上野泰男『民事訴訟法〔第7版〕』弘文堂、2012年

## II 判例や事例を知るための参考書

高橋宏志ほか編『民事訴訟法判例百選〔第4版〕』（別冊ジュリスト201号）有斐閣、2010年

## III 論点を整理するための参考書

伊藤眞ほか編『民事訴訟法の争点』（ジュリスト増刊、新・法律学の争点シリーズ4）有斐閣、2009年

## IV 辞典

林屋礼二ほか編『民事訴訟法辞典』信山社、2000年

## V 注釈書

体系書や教科書というものは理論的な体系に基づいて書かれるものであるが、注釈書は条文の条数の順に、それぞれの条文の内容を説明しているものである。詳細なものから簡単なものまでであるが、いずれにしても利用に際しては、先ず注釈書の当該条文が現行法の条文と同じか否かをチェックする必要がある。法の改正に関係がない条文であれば、最新のものでなくても利用できる。最新の注釈書としては、次のようなものがある（編著者名の五十音順）。

秋山幹男ほか著『コンメンタール民事訴訟法 I〔第2版〕・II〔第2版〕・III・IV・V』日本評論社

Iは1条～60条で、2006年

IIは61条～132条で、2006年

IIIは133条～178条で、2008年

IVは179条～242条で、2010年

Vは243条～280条で、2012年

笠井正俊ほか編『新・コンメンタール民事訴訟法 第2版』日本評論社、2013年  
兼子一原著、松浦馨ほか6名著『条解民事訴訟法 第2版』弘文堂、2011年  
小室直人ほか編『基本法コンメンタール・新民事訴訟法〔第3版追補版〕1～3』日本評論社

1は1条～132条の10で、別冊法学セミナー 212号（2012年）

2は133条～280条で、別冊法学セミナー 213号（2012年）

3は281条～405条で、別冊法学セミナー 214号（2012年）

三宅省三ほか編集代表『注解民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ』青林書院

Ⅰは1条～60条で、2002年

Ⅱは61条～132条で、2000年

### 【レポート作成上の注意点】

理論は、具体的な問題に対して解決の指針を与えるものでなければならない。また具体的な問題に対する妥当な結論は、民訴法の理論と整合しなければならない。そこでこのようなことを考えてもらいたいと思い、事例問題をレポートの課題とした。

次に注意すべきことは、法律学においては、答えは一つではなく複数存在するということである。そして重要なことは、それらのいずれかを選択するための思考過程である。すなわち、様々な観点から問題を検討して一つの解答を選択する決断こそが、法的思考能力を充実させるために重要である。したがって、このような検討と選択によってレポートが作成されなければならない。これが正にレポートにおいて問われるポイントである。

レポートの課題は、レポートを作成する際にこのような法的思考をすることを期待して、それができるように考慮して作られている。したがって、出題の意図を十分理解して、レポートを作成してほしい。すなわち、学説が対立しているのであれば、それぞれの説の長所、短所をよく検討してから、自らの見解をまとめることが重要である。

### 【成績評価方法】

科目試験による。

## 破産法

（市販書採用科目）（J 077-0591）〔2単位〕

### 【テキスト】

加藤哲夫『破産法〔第6版〕』弘文堂、2012年

※第5版（2009年）で学習を進めても構いません。

### 【講義要綱】

リーマンブラザーズの破綻を端緒として、2010年には日本航空が倒産し、さらに、2011年3月11日の東北大地震によって、日本経済は大打撃を受けた。その後、種々の対策が執られ

た結果、景気の上昇の兆しはみられるものの、依然として企業倒産件数は多い。そうした中、倒産処理法制に対しては、これまでになく注目が集まっている。

ところで、わが国には複数の倒産処理法制度があるが、それらは多かれ少なかれ、破産法を基礎にして構築されている。よって、破産法は倒産処理法制度の基本をなす法律であり、倒産処理法制を理解するためには、破産法の学習が不可欠である。本講座は、その破産法の基礎を十分に身につけてもらうことを目的とする。

### 【テキストの読み方】

テキストを読む場合、目次を大いに利用してもらいたい。すなわち、毎回テキストを読み始める前には、目次で、これから今自分はどの部分を読むのかということを常に確認すること。それによって、読む箇所の体系的な位置づけができるようになる。その場合、読んだ部分の要約をサブノートに書きながら読むと、より理解が深まると思う。また、破産法では、いろいろな聞き慣れない専門用語が出てくるが、おっくうがらずに、その都度、テキストや法律学辞典等でその意味を調べて、内容を確実に理解するようにすること。さらに、後述の『倒産判例百選〔第5版〕』（有斐閣）を利用して、判例とリンクさせながらテキストを読むと、その意味内容の理解がより深まるであろう。

また、テキストに出てくる条文は、おっくうがらずに、その都度、必ず六法全書で読んでおくこと。できれば、時間をみつけては、破産法の条文を1条から最後まで繰り返し読むようにしてほしい。そうすれば、破産法の体系が自然と頭に入ってくるであろう。

### 【履修上の注意】

破産手続は、実体法と手続法が複雑に絡まりながら進行していくものであり、破産法を理解するためには、そのための基礎知識が是非とも必要となる。よって、実体法としては、とくに民法財産法（民法総論、物権法、債権法）、および広い意味での商法（会社法、手形・小切手法、商法総則・商行為法）、さらには、手続法として、民事訴訟法の学習は必須である。また、もし可能であれば、民事執行法の学習もしておいてほしい。さらに、破産法には、民事再生法や会社更生法におけるのと類似した制度があるので、破産法を勉強するときには、常に、民事再生法や会社更生法の教科書等をひもとくように努力してほしい。

### 【関連科目・分野】

「民法」、「商法」、「民事訴訟法」、「民事執行法」、「民事再生法」、「会社更生法」等

### 【参考文献】

伊藤眞『破産法・民事再生法〔第2版〕』有斐閣、2009年  
中島弘雅・佐藤鉄男『現代倒産手続法』有斐閣、2013年  
山本和彦『倒産処理法入門〔第4版〕』有斐閣、2012年  
伊藤眞・松下淳一編『倒産判例百選〔第5版〕』有斐閣、2013年

## 【レポート作成上の注意点】

レポートを書くに当たっては、①問題が何を問うているかをしっかりと理解し、それに沿った内容で書くこと。②レポートを書く前に、テキスト等を熟読して、その内容を理解した上で書くこと。③立論に当たっては、必ず、根拠となる条文および文献を丹念に引用すること。また、民法や商法の実体法や、民事訴訟法等の手続法の議論状況を踏まえて書くと、レポートに厚みが出てくる。④レポートは、人に読ませるものであることを第1に考え、読みやすい字で丁寧に書くこと。

## 【成績評価方法】

科目試験による。

## 刑事訴訟法

(J 081-0702)〔4単位〕

### 【講義要綱】

刑事訴訟法では、捜査から判決までの一連の手続きの流れを学ぶとともに、事実認定の資料となる証拠法に関しても学びます。刑事訴訟法では、ある「犯罪」という出来事について、捜査、公訴、公判・証拠、裁判と様々な場面で論点が密接な関連をもっていますので、ある局面だけで考えるのではなく、例えば、捜査段階での違法が認められる場合、公訴提起できるのか、公判ではどのような争点が生じるのか、証拠法では何が争点となるのか、結果的に有罪判決を言い渡せるのか、を検討する必要があります。

なお、テキストの目次を参照して、どのような論点があるのかをつかんでください。

### 【テキストの読み方】

テキストでは多くの判例をとりあげています。刑事訴訟法の理論が実際に判例でどのようにあてはめられているのかを学んでください。なお、テキストを読むときには必ず該当条文を参照してください。

### 【履修上の注意】

刑事訴訟法を履修するにあたって、「法学」の基礎知識と「刑法」についても勉強しておいて下さい。

### 【関連科目】

憲法・刑法

### 【参考文献】

安富潔『刑事訴訟法〔第2版〕』三省堂、2013年

亀井源太郎『ロースクール演習刑事訴訟法〔第2版〕』法学書院、2014年

井上正仁ほか編『刑事訴訟法判例百選〔第9版〕』有斐閣、2011年

## 【レポート作成上の注意点】

1. 法学では、正確な概念の理解が不可欠です。しっかりテキストを読んでからレポートを書いて下さい。
2. 課題では何が論点なのかよく考えて下さい。
3. きちんと条文を参照しながら文章を作成して下さい。なお、法律改正に留意して最新の『六法』を用意して下さい。

## 【成績評価方法】

科目試験による。

## 国際私法

(市販書採用科目) (J 097-1191) [2単位]

## 【テキスト】

櫻田嘉章『国際私法〔第6版〕』有斐閣（有斐閣Sシリーズ）、2012年第5版（2006年）を用いて学習しても構いません。

## 【講義要綱】

国際私法とは、渉外的な私法関係（外国的な要素を何らかの形で含んでいる民商法に関連する事実関係）に、適用すべき法を指定する規則のことです。

例えば、「婚姻の身分的な効力」、「不法行為債権の成立」、「物権変動」など予め典型的に分類された法律関係（単位法律関係）ごとに、もっとも密接に関連する事項（連結点）を定めておき、この事項が存在する国の法が指定されます。

具体的には、A国航空会社の飛行機が、B国内で墜落し乗客が死亡した場合には、「不法行為の成立」が単位法律関係とされますが、この連結点は「結果発生地」と定められていますから、B国の民法が指定されることとなります。このB国の民法を、準拠法（準拠実質法）といいます。

学習は、予め分類されている単位法律関係ごとに、その連結点と準拠法を確認してゆくという作業によって行います。加えて、その分類の妥当性、連結点の設定の仕方（制定法の正当性）をも、検討する必要があります。

## 【テキストの読み方】

財産関係については、参考文献も参照すること。

## 【履修上の注意】

国際私法は、民法、商法、民事訴訟法の基礎知識があることが前提とされています。不安のある方は、少なくとも「民法総論」の教科書を復習しておく必要があると思います。

## 【関連科目】

民法、商法、民事訴訟法など



## 【参考文献】

澤木敬郎・道垣内正人著『国際私法入門 [第7版]』有斐閣（有斐閣双書）2012年  
横山潤著『国際私法』三省堂、2012年

## 【レポート作成上の注意点】

国際私法の基本的な法源である「法例」は、2006年12月31日をもって廃止され、翌2007年1月1日からは、名称が変更されて、「法の適用に関する通則法」として施行されました。財産関係を中心に大きな改正がなされたため、古い教科書では、内容上対応できません。したがって、前掲の参考文献を必ず使用してください。

## 【成績評価方法】

科目試験による。

## 労働法（J）

（市販書採用科目）（J 092-1091）〔2単位〕

## 【テキスト】

神尾真知子・増田幸弘・内藤恵『フロンティア労働法』法律文化社、2010年

## 【講義要綱】

労働法とは、賃金を得て生活する者（労働者）と使用者との関係を規律する様々な法律の総称です。大別すると、以下の4つの領域として理解されます。

①、雇用関係に入る際の求人と求職に関わる法制度と政策を学ぶ、労働市場法。その中心テーマは、求職・求人に関する行政的支援・職業能力開発・雇用安定等で、昨今問題とされることの多い労働者派遣などもこの中で学びます。②、労働契約締結からその終了に至るまでの法律問題を考察するのが、個別的労働関係法です。ここでは、労働者と使用者の二者間の契約に基づく様々な労働条件、およびその変更が中心的テーマとなります。③、労働者・使用者に加えて労働組合という第3の主体が加わり、憲法28条の労働基本権を三者の間で具体化する領域が、集団的労使関係法です。労働組合・団体交渉・労働協約・争議行為、等を議論します。④、最後に現代社会では、労使間の紛争をいかに処理するかも重要な課題です。このような労働紛争の解決にかかる様々な法制度にも目を配る必要があります。

テキストは、現代的視点も含め、以上の領域全てを学べるようになっています。

## 【テキストの読み方】

伝統的な労働法の論点は、上記の②と③の領域にあります。②は、民法の雇用契約を発展させた領域ですが、現在では労働契約法も施行され、労働法独自の体系が整ってきています。③の領域は、憲法第28条の趣旨を如何に具現化するかを重視しております。但し興味深い論点のいくつかは、個別法と集団法の2つの法理が交錯する部分に生じます。

また労働法学は、現実社会の紛争から切り離すことの出来ない領域です。労働法学の学習

には、総合的かつ体系的な理論を学習することに加えて、具体的な裁判例を学ぶことが必須です。学習に際しては労働法判例百選なども利用し、当該テーマにかかる学説が、具体的にはどのような事案として生じているかを学んで下さい。

最後に労働法学は、研究者のスタンスが分かれやすい領域でもあります。1冊のテキストに偏ることなく、複数の参考書を読み、相互に比較検討することをお願いします。かつまた現代社会では雇用の流動化が進み、労働市場に目を配る必要もあります。

### 【履修上の注意】

法律学を学ぶ際には、まず一般法の知識を得た上で、特別法による修正法理を学ぶ方が効果的です。労働法を学習するには、まず憲法、民法総則、債権各論を学習した後に履修することをお願いします。労働法学は法解釈学であり、労働関係を対象としております。社会政策や労働経済学の隣接領域ですが、それらを主として学ぶわけではありません。あくまでも法律学の1科目です。

### 【関連科目・分野】

上述したように法律学としての労働法は、憲法、民法総則、債権各論を基礎としています。さらに社会保障法とは、相互補完的な関係にあります。他学部の科目としては、社会政策学や労働経済学とも関連します。

### 【参考文献】

注意：労働法は改正が頻繁に行われる領域です。参考文献は、常に最新版を使用して下さい。（下記には、当該シラバス原稿作成時における情報を入れておきます。）

まず最初にテキストを用いて、当該テーマの全体像をつかみます。次にテーマに関連する専門書、あるいは法律専門誌や大学紀要に掲載されている専門的論文、さらには裁判例の原本に当たって考察を深めて下さい。

- 1) 指定テキストの他に、入手し易い初学者向けの参考書として、
  - ・中窪・野田『労働法の世界』（第10版）有斐閣、2013年
  - ・安枝・西村『労働法』（第11版）有斐閣プリマ・シリーズ、2012年
- 2) 裁判例の概略を簡易に学ぶために
  - ・別冊ジュリスト、労働判例百選（第8版）有斐閣、2009年
  - ・菅野ほか『ケースブック労働法』（第7版）弘文堂、2012年
- 3) さらに専門的に学ぶ際の専門的概説書
  - ・菅野和夫『労働法』（第10版）弘文堂、2012年

### 【レポート作成上の注意点】

レポートを作成する前に、まずテキストを通読して下さい。次にレポートの構成を考える際には、当該テーマに関する専門書・専門論文・判例等を収集し、読み比べ、論点を整理した上で取り組んで下さい。レポートの末尾に必ず参考文献一覧を明記すること。

時に、単なるテキストの要約を提出する学生がいます。これは評価できないのでご注意ください。なお他の文献から直接引用する場合には、必ずその出典を明示して下さい。その際は、文献や判例の引用方法を確認すること。インターネットの情報を引用する場合には、作成者が明らかにされているもののみを補助的に用い、URLに加えて当該HPの作成者とそのHPの名称を明示して下さい。

### 【成績評価方法】

科目試験による。

## 経済法 (J)

(市販書採用科目) (J 078-0591) [2単位]

### 【テキスト】

白石忠志『独占法講義〔第7版〕』有斐閣、2014年

※テキストは、最新版の使用が望ましいが、第6版(2012年)、第5版(2010年)、第4版(2009年)、もしくは第3版(2005年)を用いて学習しても構いません。

### 【講義要綱】

本講義は、経済法の中核をなし、その基本的秩序を形成する「独占禁止法」の大系を学習することを目的としている。独占禁止法は競争法とも呼ばれ、国内経済のみならず国際経済をも基本的に秩序づけているいまやグローバルスタンダードといえる。また、現代の経済社会で活躍するビジネスマンにとって必要不可欠な法律である。わが国の独占禁止法は、敗戦後の昭和22年(1947年)に制定され、現在にいたるまで60年余が経過した。この間に、わが国の経済社会は大きく変化し、わが国経済を基本的に秩序付ける独占禁止法の内容、公正取引委員会の運用・解釈もそれに応じて変容してきたといえる。現在、独占禁止法の社会的役割、そしてその重要性は国民一般に広く理解・認識されてきているが、いまだ完全にわが国の経済社会に定着したとはいえない状況にある。わが国が経済大国に相応しい国になるためには独占禁止法をわが国の経済社会に定着させることが不可欠である。もちろん、慶應義塾に学ぶ学部学生諸君にとってはそれだけでは充分といえない。これらの法運用がいかなる理念ないし理論のもと実施されているのかを的確に理解したうえで、それぞれが、これらの問題を自らの問題として取り組み、直感ではなく冷静かつ合理的な判断ができることを本講義では最終的な目標とする。

### 【テキストの読み方】

テキストを読む際には、理論的な説明ばかりに気を取られずに、テキスト内で取上げられている事例も適宜参照してもらいたい。事例について詳しく知りたい場合は、舟田正之他編『経済法審決・判例百選』(別冊ジュリスト199号、2010年)を参照するのが便利である。また審決や判決それ自体に当たることも重要である。特に経済法の場合、様々な取引が問題と

なっており、ケースを読むとビジネスの裏側がよく分かるので、ケース分析は非常に楽しいものである。是非、審決や判決それ自体についても、図書館で読んでみて欲しい。

### 【履修上の注意】

履修に際し、他の特定の科目を事前に履修している必要はない。ただし、経済法では、現実の経済活動や取引関係について、幅広く分析することになるので、新聞報道などに関心を持ってもらいたい。

### 【関連科目・分野】

経済法・独占禁止法は、一面において、事業者の経済活動を市場メカニズムの機能を有効に発揮させることによってコントロールするものであり、人・法人の経済活動に関わる基本的な法制度（民法、商法、会社法）との関わりを無視することはできない。他方、事業者の経済活動が市場を場として行われ、ここにおける競争が国民経済の発達という公共目的と結びついて理解されることは、政府・公権力の権力行使とこれに関わる法制度（憲法、行政法、刑法）に自ずと関心を向かわせる。

このように経済法はさまざまな法制度の応用であり、これらの理解は経済法それ自体の把握に役立ち、またその前提でもある。本講義以外に、労働関係法や金融関係法も近時重要な関連科目となってきている。

また、市場や経済の秩序ないしは制度を考察の対象とする本講義の関心と関連して、経済主体の決定や行動、更に望ましい社会的厚生の実現に関する学—経済学とりわけミクロ経済学（とその応用分野としての産業組織論や「法と経済学」）など—にも強い関心と問題意識を持って取り組んでもらいたい。

### 【参考文献】

白石忠志『独占禁止法 第2版』（有斐閣 2009）

根岸哲編『注釈独占禁止法』（有斐閣 2009）

### 【レポート作成上の注意点】

レポートの課題は、独占禁止法の内容を全体を通じて適切に理解できているか否かを端的に問う問題である。当然、受講者諸君が上に掲げた文献の該当部分だけを読み比べるだけでは当方が求める解答にはたどり着けないであろう。テキストや参考文献を丁寧に読み込んで、それらの考え方を整理・検討してもらいたい。独占禁止法の体系的な把握についてはさまざまな見解があり得るわけで、本レポートにおいても受講者諸君にこれらを凌駕する独自の見解を求めているわけではない。むしろ、ここで取上げられている議論を整理し、自分なりの主張を（これらの業績の上に主張するとしても）客観的な根拠と一貫した論理に基づいて論ずることができるかどうかにある。

### 【成績評価方法】

科目試験による。

**【講義要綱】**

この科目の学習目的は、大陸法とは対極にある法体系としての英米法、即ち、コモンロー体系について理解することにある。

何故、大陸法系の法制度を持つ日本の法律を学ぶものが英米法を学ぶか。それは法の本質、法と民主主義、正義のあり方、裁判所の役割等につき、より深く正しく理解し、我が国の法及びそれを取りまく制度につき、批判的に理解するためである。

それゆえ、この科目においてはコモンローの特徴である判例法主義、陪審制、また、連邦制及び、それを形成する基盤たるアメリカ合衆国憲法、マグナカルタ等が、歴史的にどのように出現し、現在、それがどのような制度として確立されているかを知り、理解すべく、学習研究を行わなければならない。

**【履修上の注意】**

「法学（憲法を含む）」、「刑法各論」、「憲法」、「債権総論」、「債権各論」、「民法総論」、「商法」、「訴訟法1つ（「民事訴訟法」か「刑事訴訟法」か）」、「国際私法」、以上の科目を履修済みであることが望ましい。

**【参考文献】**

『英米法判例百選』（ジュリスト）有斐閣

『アメリカ法判例百選』（ジュリスト）有斐閣

伊藤正己・木下毅『アメリカ法入門〔第3版〕』日本評論社、2000年

田中英夫『英米法概説〔再版〕』有斐閣

『英米法』（現代法学全集48）

その他。

**【レポート作成上の注意点】**

- ・テキストをしっかりと通読すること：異なる法体系について学ぶのだから、その法体系の特徴、性質をしっかりと理解してからレポートに取り組む必要がある。
- ・何が問われているかをよく考えること：論点は何かをしっかりと把握し、それに沿ったレポートの構成を考えて自分の言葉で議論をすすめる必要があります。参考書をつぎはぎにしたような表現はしないことが大切です。

**【成績評価方法】**

科目試験による。

**【講義要綱】**

以下を修得することを目標とする。

## 1. 政治過程に関する知識

私達の将来を決める政治的決定は、決定を決める決定（制度、ルール）、様々な状況などから生まれてくる。こうした決定に関わるすべてを政治過程と呼んでもよい。選挙などを通して私たちはこの決定に関わっている。

## 2. 政治におけるものの見方

民主主義とは何か？ どこまで平等を達成すべきなのか？ こうした問いに自然科学的意味での「正解」はない。知識を蓄積するだけではなく、それをどう見るかという様々な「ものの見方」について学ぶ必要がある。

## 3. 理論と現実

理論として合理的であっても、現実がそれに一致しない場合もある。理論から現実を曲げるのではなく、その相違が意味することを考える必要がある。

**【テキストの読み方】**

意味のわからない語をそのままにせず、辞書やインターネットで調べる癖をつけられたい。テキストに書いてあることをそのまま受容するだけが勉強ではない。時にはその意味を疑い、自分で調べ、自分で考える必要もある。

**【履修上の注意】**

すべての学問はそうであるがとりわけ政治学は、幅広い知識とそれを統合する現実的感覚が必要である。日本政治、国際政治はもちろんであるが、経済、社会、歴史、文化等にも目配りが必要である。

その上で移り変わる現象だけでなく、不変なもの、普遍なものは何かを見抜く眼を養われたい。

**【関連科目】**

「憲法」、「法学」、「経済学」、「社会学」、「心理学」

**【参考文献】**

堀江湛編『政治学・行政学の基礎知識 第2版』一藝社、2007年

**【レポート作成上の注意点】**

- ・論文・レポートの書き方には一定のルールがあり、それを踏まえた方が、よりよい文章となる。論としての構成の作り方など基本的事項をまず身に付けられたい。
- ・参考文献は一冊では十分ではないので必ず複数あたること。また事典、辞典の類も概念把握には役立つ。注意して使用すればホームページなども参考になる。



・テキストを丸写しすることは、必ずしもよいとは限らない。

### 【成績評価方法】

科目試験による。

## 政治哲学

(市販書採用科目) (J 093-1091) [2単位]

### 【テキスト】

デイヴィッド・ミラー『政治哲学〈一冊でわかるシリーズ〉』岩波書店、2005年

### 【講義要綱】

自由に関して、I. バーリンは『自由論』（みすず書房）のなかで「妨害さえなければ私が行動できるであろう領域内における、他人の故意の妨害をうけないこと」、例えば「暴力や拘束からの自由」といった「Xのない状態」を消極的自由、つまり「～からの自由」というふうに消極的に捉え、これを擁護すべきであるとしている。これに対して、「私が思い通りに主体的選択をすること」、例えば「自己実現への自由」であるとか「政治参加への自由」といった「Xが実現している状態」として自由をとらえ、それを擁護する考え方を「～への自由」という積極的自由として紹介しつつも、それには批判的立場をとっている。

しかしこのどちらか、あるいは両者を融合させたような「折衷説」のいずれをとるかについては、それを採用することによる利点もあれば問題点もあるというのが現実である。ひとつの「正解」が存在するわけではない。そこでまず、各々の立場を整理して理解し、問題の所在を明確にして欲しい。その後、可能な限り複眼的・多面的視野から、自分の支持する考え方以外の立場に関しても、その利点・問題点を具体的・客観的に指摘し、最終的に自分がある特定の立場を支持するにいたる論拠を明確にして欲しい。

### 【テキストの読み方】

意味のよくわからない専門用語などは、そのつど辞書やインターネットで調べてください。分からないまま放置しても勉強にはなりません。またテキストに書いてあることをそのまま受け入れ、覚えることだけが勉強ではありません。時にはテキストに書かれたことを批判的に捉え、自分でさらに調べ、自分の言葉で理解し、考える癖をつけてください。

### 【履修上の注意】

政治学、近代政治思想史、法学、法哲学の基礎知識が必要です。

### 【関連科目】

政治学、近代政治思想史、法学、法哲学、哲学

### 【参考文献】

J.S. ミル『自由論』、岩波文庫、1971年

I. バーリン『自由論』、みすず書房、2000年

J. グレイ『自由主義の二つの顔』、ミネルヴァ書房、2006年

#### 【レポート作成上の注意点】

1. 参考文献の丸写しやWeb検索したページのカット＆ペーストは不正行為とみなします。  
不十分でも自分なりの考察を行うこと。
2. 参考文献から引用するときは、必ず注をつけて、著者、著作、引用頁を明記すること。

#### 【成績評価方法】

科目試験による。

### 日本政治史Ⅰ—古代— (J 034-7702、J 7740)〔2単位〕

#### 【講義要綱】

東アジア情勢の変化に注目しつつ、古代日本の政治発展について考察する。

#### 【参考文献】

笠原英彦『新・皇室論』芦書房、2013年

井上光貞『政治史』山川出版、1976年

#### 【成績評価方法】

科目試験による。

### 日本政治史Ⅱ—中世— (J 042-8502、J 8571)〔2単位〕

#### 【講義要綱】

中世日本の権力構造を多角的に考察する。

#### 【参考文献】

テキスト末尾の参考文献リストを参照のこと。

#### 【成績評価方法】

科目試験による。

### 日本政治史 (J 024-7202、J 7254)〔2単位〕

#### 【講義要綱】

明治憲法の制定とそれに伴う帝国議会の開設は、その後の日本の政治をどのように変えて

いったか、比較的長い時間的視野の中で考察してみてください。

### 【テキストの読み方】

特定の時代だけでなく、時代を通観するテキストの読み方が必要です。

### 【参考文献】

中村隆英『昭和史・上』（文庫本）東洋経済新報社、2012年

鳥海靖『日本近代史講義』東京大学出版会、1988年

北岡伸一『日本政治史』有斐閣、2012年

### 【レポート作成上の注意点】

政治史上の事実をまとめるだけでは不可です。大正デモクラシーから昭和初頭の政党政治を関連づけて論じて下さい。

### 【成績評価方法】

科目試験による。

## ヨーロッパ政治史

(J 023-7201、J 7256)〔1単位〕

### 【講義要綱】

20世紀のヨーロッパ政治の歴史を、ヨーロッパ統合を中心として各国政治の発展と結びつけながら学習します。ヨーロッパ主要国の歴史と、ヨーロッパ統合の歴史、そして冷戦や国際環境の変化などを総合的に把握して下さい。

### 【参考文献】

遠藤乾編『ヨーロッパ統合史』名古屋大学出版会、2008年。

### 【成績評価方法】

科目試験による。

## アメリカ政治史

(市販書採用科目) (J 095-1091)〔4単位〕

### 【テキスト】

紀平英作編『新版世界各国史24 アメリカ史』山川出版社、1999年

### 【講義要綱】

アメリカ合衆国の政治史の概説。植民地時代から現代までをバランスよく学ぶ。アメリカ政治の特徴についての歴史的なアプローチであるといつてよいであろう。いわゆる文学部西洋史学科の歴史科目よりは政治学的あるいは理論的な分析視角が入っているものの、基本的

に歴史であることには変わりがない。

本科目においては、アメリカの国内政治の展開だけでなく、外交政策の展開も重視されている。日本にとってもっとも重要な国であるアメリカ合衆国の内政および外交について、とくに歴史的背景を重視して学びたいものに薦めたい。

### 【テキストの読み方】

テキストだけでもかなり詳細に解説されているものの、併せて以下の本とともに読みすすめればより高度な理解が可能になるであろう。

大下尚一・有賀貞・志邨晃佑・平野孝編『史料が語るアメリカ：1584-1988』（有斐閣）

歴史的に重要な資料を訳出した簡便な資料集。テキストと並行して読みすすめることを強く薦めたい。

有賀夏紀・紀平英作・油井大三郎編『アメリカ史研究入門』（山川出版社）

基本的な歴史の流れをおさえた読者向けに、最新の研究動向を時期別・テーマ別に平易に紹介しており、文献調査の方法も示されている。テキストを読んだうえで是非読み進んでほしい。

久保文明編『アメリカの政治』（弘文堂）

アメリカ政治の初歩をわかりやすく解説。

有賀貞『アメリカ・ヒストリカルガイド』（改訂新版）（山川出版社）

政治を中心にアメリカ史をコンパクトに解説。

有賀貞・大下尚一・志邨晃佑・平野孝ほか『アメリカ史1・2』（山川出版社）

細かい事実を調査するのに便利。必要に応じて適宜参照されたい。

アメリカ学会訳編『原典アメリカ史1-9』（岩波書店）

歴史的展開の概説と資料の訳出およびその解説からなるきわめて有益な参考書。くわしく知りたいテーマについて学習する際に非常に便利である。

### 【研究課題】

以下に、自主学習の目安として、練習問題を記す。（基本的に解答は本文のなかに存在するか、少なくとも示唆されている。）

## 第1章 北米イギリス植民地の建設と発展

問題一 18世紀後半にイギリスから独立する13植民地は、どのような政治社会的特徴を持っていたのか、地域間の比較をしつつまとめてみよう。

問題二 13植民地は、イギリス帝国内部、さらにはヨーロッパやアフリカを含めた大西洋世界においてどのような政治経済的な位置づけに置かれていたのだろうか。時期の違いにも留意しながらまとめてみよう。

## 第2章 独立から建国の時代

問題一 独立に至り、さらにアメリカ合衆国成立へと帰着する経緯を、反対派の存在にも注

目して、他の文献も参照してまとめてみよう。これらの経緯はどの程度「必然的」であったといえるのであろうか。

問題二 建国初期の政治的対立のあり方は、現代のそれとどのように異なると考えられるだろうか。政党政治に着目してまとめてみよう。

### 第3章 共和国の成長と民主制の登場

問題一 19世紀初頭のアメリカにおいて、南部や西部といった地域的まとまりはいかなる政治的意義をもったであろうか。具体的な争点の展開にも注目しつつ、まとめてみよう。

問題二 「ジャクソニアン・デモクラシー」はどの程度「革命的」であったか。変化と継続の両面に注意を払いながら、他の文献も参照して考えてみよう。

### 第4章 「明白な運命」と南北対立の激化

問題一 黒人奴隷制の存続の是非をめぐるのは、賛否両面から様々な議論が展開されたが、前章の記述も併せて整理してみよう。

問題二 領土の拡大に起因する出来事を中心に、奴隷制をめぐる南北対立の展開を整理してみよう。後の南北戦争は、歴史的必然だったのか、それとも別の解決がありえたのだろうか？

### 第5章 南北戦争と再建の時代

問題一 これまでのアメリカ史上最大の死者数を出した南北戦争は、その後のアメリカ史にどのような影響や記憶を残しているだろうか。他の文献にもあたってまとめてみよう。

問題二 戦後の再建はいかなる成果を生み、そこにはどのような限界があったのか、それぞれの原因を考えながらまとめてみよう。

### 第6章 爆発的工業化と激動の世紀末

問題一 南北戦争後の数十年を、戦前と20世紀の橋渡しをした時期と考え、この間に現代につながるいかなる変化が生じたと考えられるか、政治を中心にまとめてみよう。

問題二 アメリカの労働運動、社会主義運動、そして農民運動の特徴は何か。他の文献も参照して調べてみよう。

問題三 婦人参政権運動、禁酒運動、移民制限運動など、19世紀半ばから1920年代にかけて登場した運動について、その勢力伸長の理由と運動の成果、支持した人びと、指導者などの側面に分け、他の文献も参照して調べてみよう。

問題四 人民党の運動と革新主義の運動を、担い手、目標とした政策、獲得した支持と成果、その遺産などの側面に分け、他の文献も参照しながら比較してみよう。

### 第7章 革新主義と世界大国アメリカ

問題一 革新主義運動はどのような形をとったのか、整理したうえで、それが後世にどのような影響を与えたのかまとめてみよう。

問題二 セオドア・ローズヴェルト、タフト、ウィルソンの革新主義との関わりを整理して

みよう。

問題三 米西戦争を契機にアメリカの対外政策はどのように変化したといえるだろうか。また、それはどの程度、いかなる意味で「帝国主義的」だったといえるだろうか。まとめてみよう。

問題四 アメリカの第一次世界大戦との関わりは、どのようなものだったか、アメリカの国内社会への影響にも注意しながらまとめてみよう。この戦争は、その後のアメリカ史にとってどのような意味をもっただろうか。

## 第8章 繁栄と大恐慌

問題一 国際連盟加盟に反対した共和党の外交政策は1921年から1933年までどのように展開されたであろうか。それを孤立主義と断定することはどの程度妥当であろうか。他の文献も参照して調べてみよう。

問題二 大恐慌に対するフーヴァー、フランクリン・ローズヴェルト両政権の対策を比較すると、そこにはいかなる共通点と違いがあるだろうか。他の文献も参照して調べてみよう。

問題三 ニューディール政策は大きく二次に分けられ、その後行き詰まりへと変遷するが、それはアメリカの政治や国家機構のあり方をどのように変えたのだろうか。またそこにはいかなる限界があったといえるか、まとめてみよう。

問題四 アメリカの第二次世界大戦への参戦の過程と理由を、第一次世界大戦への参戦の過程と理由と比較しながら、他の文献も参照して検討してみよう。また、国内の政治状況、少数集団や戦争への批判者に対する対応ではどのような異同があったのであろうか。併せて調べてみよう。

問題五 「ニューディール連合」とは何か。その安定性の理由はどこに求められるか。それ以前の多数派連合とどのように違うか。また内部の対立要因ないし矛盾はどこにあったか。他の文献も参照して調べてみよう。

問題六 1930年代の南部の政治は、いかなる点で他の地域の政治と異なっていたか。またそれはニューディールの展開や戦争政策の展開に対して何らかの影響を及ぼしていたのであろうか。他の文献も参照して調べてみよう。

問題七 真珠湾攻撃にいたるまでの日米交渉では何が焦点であったか。戦争を避ける可能性はあったのだろうか。他の文献も参照して調べてみよう。

## 第9章 第二次世界大戦から冷戦へ

問題一 第二次世界大戦中のアメリカとイギリス、そしてソ連は、それぞれ何を目的としていたのだろうか。またローズヴェルト大統領の外交にはどのような特徴があったであろうか。他の文献も参照して調べてみよう。

問題二 大戦中に策定されていたアメリカの戦後構想はどのような性格を持っていたのだろうか。またそれはどの程度実現し、いかなる限界を持っていたのだろうか。

問題三 大戦を通じて、アメリカの社会はどのような変化を経験したのだろうか。他の文献も



参照して調べてみよう。

問題四 ソ連に対するローズヴェルト、トルーマン、アイゼンハワー、ケネディ、そしてジョンソン各政権の政策を比較検討し、ソ連との対立がどのように激化し、また緩和したかについて、他の文献も参照して調べてみよう。

問題五 ニューディール期に成立したアメリカの福祉国家はその後、トルーマン、アイゼンハワー、ケネディ、ジョンソンの各政権の下でどのように変化したであろうか。他の文献も参照して調べてみよう。

問題六 マッカーシズムはアメリカにおいて例外的現象であろうか、それともアメリカ本来の体質から直接的に発したものでであろうか。他の文献も参照して考えてみよう。

## 第10章 パクス・アメリカーナとその陰りの始まり

問題一 南北戦争後の再建から1964年の市民権法成立まで約一世紀かかっているが、なぜ黒人の地位向上はこれほどの時間を要したのか、他の文献も参照して調べてみよう。

問題二 ジョン・F・ケネディは今日でもアメリカで国民的人気を誇るが、それはなぜか、他の文献も参照して調べてみよう。またケネディ政権の内政と外交はどう評価できるだろうか。

問題三 「偉大な社会」計画による改革とニューディール期の改革を、その担い手、課題、目標、政治的支持集団などの点から、他の文献も参照しながら比較検討しなさい。

問題四 アメリカがベトナム戦争に深入りしたのは特定の政権の責任であろうか。それともアメリカの外交政策が本来的にもっていた体質の故であろうか。他の文献も参照して、自分の考えをまとめてみよう。

問題五 対抗文化やフェミニズムに代表される、それまでの社会のあり方に対する異議申し立ては、中長期的にみていかなる政治的な影響をもったと考えられるだろうか。

問題六 ニクソン＝キッシンジャー外交はアメリカ外交史においてどのような特徴をもっているか。他の文献も参照して調べてみよう。

問題七 20世紀を通じて、「帝王的大統領制」はいかにして生み出されたと考えられるだろうか。

## 第11章 ふたたび変貌するアメリカ

問題一 共和党はレーガンを当選させるにあたって、どのようなそれまでと違う新規の政策を用意したのでであろうか。アメリカの保守主義はどのような過程を経て、いかなる理由で復活したのでであろうか。他の文献も参照して調べてみよう。

問題二 レーガン外交の特徴はどこにみられるであろうか。同じ共和党のニクソン＝キッシンジャー外交とどのように異なっていたのでであろうか。他の文献も参照して調べてみよう。

問題三 ニューディール連合はいかなる過程を経て、いかなる理由で解体したと考えられるであろうか。またこんにち、民主党と共和党はどのような集団から支持されているのでであろうか。他の文献も参照して調べてみよう。

- 問題四 クリントンは自らを「ニュー・デモクラット」（新しい民主党员）と定義しているが、彼はどのような点でそれまでの民主党政治家と異なり、どの部分で同じなのであろうか。他の文献も参照して調べてみよう。
- 問題五 1994年中間選挙で勝利して翌年から成立した共和党多数議会は、それまで40年間の議会と、内政、外交、あるいは大統領との関係などにおいて、どのように異なっていたであろうか。他の文献も参照して調べてみよう。
- 問題六 民主党が1992年と1996年の大統領選挙で連続して勝利を取めた要因は何であろうか。また、中間選挙としては例外的に1998年に民主党が議席を増やした原因は何であろうか。他の文献も参照して調べてみよう。
- 問題七 冷戦の終結によって、アメリカの対外政策の課題はどのように変化したと考えられるだろうか。ブッシュ（父）、クリントン両政権の対応を比較しつつ考えてみよう。

### 【参考文献】

- 長田豊臣『南北戦争と国家』（東京大学出版会、1992年）
- 中野耕太郎『戦争のつぼ—第一次世界大戦とアメリカニズム』（人文書院、2013年）
- エリック・フォナー（横山良他訳）『アメリカ 自由の物語』上下（岩波書店、2008年）
- W・T・ヘーガン（西村頼男、野田研一、島川雅史訳）『アメリカ・インディアン史』第三版（北海道大学出版会、1998年）
- 松岡完『ベトナム症候群—超大国を苛む「勝利」への強迫観念』（中公新書、2003年）
- 油井大三郎『好戦の共和国アメリカ—戦争の記憶をたどる』（岩波新書、2008年）
- 岡山裕『アメリカ二大政党制の確立—戦後体制の形成と共和党』（東京大学出版会、2005年）

### 【レポート作成上の注意点】

さまざまな参考文献を読み足した上で、適宜参照した文献について注をつけて作成すること。事実の羅列にならないように気をつけよう。

### 【成績評価方法】

科目試験による。

## ロシアの政治

（J 075-0501）〔2単位〕

### 【講義要綱】

ロシアは中国のように日本と歴史的文化的関係が深いわけでも、またアメリカのように日本と経済的・政治的に結びついているわけでもないので、理解がなかなか難しい国です。社会主義体制という独自の政治経済体制を70年余り採用してきたことも、ロシアという国の理解を困難にしています。しかし、日本の隣国である以上、そこでどのようにして政治がなされているのか知っておく必要があります。特に、体制転換のような大規模な大きな変化が起こっ

た後には、過去に得た認識がどこまで現在でもあてはまるのか、再吟味する必要があります。どこの地域でもそうですが、ロシアについても、深く理解するためには、歴史的展望をもち、他と比較してみる必要があります。こうした方法によって、好き嫌いを超えたロシア像を構築したいと思います。

### 【テキストの読み方】

まず全体を読み通して、ロシアについてイメージを描いてください。現状を理解するには、ソ連時代の政治はもちろん、その前の時代の政治について知識を持つことが必要です。次にもう一度、今度は日本の政治とはどこが違うのか考えながら読んでください。理解が深まるはずです。

### 【履修上の注意】

特にありませんが、地域研究の一部門ですから、「地域研究基礎」もしくは「政治学基礎」を予め学習しておく、内容がよくわかると思います。関連する本や教科書を読んでください。

### 【関連科目・分野】

「歴史学」「政治学」「東洋史概説」「西洋史概説」「ロシア文学」

### 【参考文献】

歴史の概説書として、『ロシア史』1～3（山川出版社、1995～1997年）と土肥恒之『ロシア・ロマノフ王朝の大地』（講談社、2007年）。現代に関しては、新聞、インターネットなどを通して政治、経済に関する情報を収集し、得られたものを相互に比較しつつ、利用してください（新聞やインターネットによる情報は、しばしば異なる解釈が付されているので、複数の新聞や情報源を利用してください）。

### 【レポート作成上の注意点】

レポートはたんなる感想文ではないので、論点を整理して論じるよう心がけてください。予め論点を箇条書きしておくなど、書くべきポイントをきちんと整理してから書いてください。これは努力すれば、誰でもかなり身につくものです。ワープロを利用するときは、変換ミスのないように注意してください。

### 【成績評価方法】

科目試験による。

**新・現代中国論**

（市販書採用科目）（J 102-1391）〔2単位〕

### 【テキスト】

毛里和子『現代中国政治〔第3版〕—グローバル・パワーの肖像—』名古屋大学出版会、

2012年

### 【講義要綱】

「台頭する中国」への関心が日本のみならず国際社会で高まっている。それは、一つには過去20年以上にわたって、中国が急速な経済成長を実現し、「世界の工場」、「世界の市場」として世界経済を牽引する力と認識されてきたからである。いま一つには、その経済力を背景に国際政治における発言力が高まり、「大国」として認知されてきたからである。しかし、「台頭」だけが中国の真の姿ではない。一方において中国は多くの深刻な問題に直面しており、「台頭」とは異なる側面にも留意しなければならない。

こうした多面性を持つ中国の現状を理解する上で不可欠であるのが、歴史的背景への理解である。すなわち、現在、中国が直面する問題を理解するためには、その歴史的背景に踏み込む必要がある。そうすることによって、中国の政治・外交の今後の展望を知る手がかりを得られるはずである。以上の問題意識に基づき、本講義では、「歴史的連続性」の視点を踏まえて、中国の政治・外交の問題を扱う。本講義の中心は1949年以降の中華人民共和国期であるが、無論、それ以前の中華民国期への理解も必要とされる。こうして、現代中国に生じたさまざまな事象の中から、中国の政治・外交の全体像を理解する上で有意義な個別のテーマを選び、学習を進めてゆく。

中国は日本と地理的にも文化的にも近接した存在であるがゆえに、理解が比較的容易であると思われがちである。しかし、いったん学習を始めるとその奥深さと複雑さに困惑するに違いないが、それこそが中国研究の醍醐味と言えよう。

### 【テキストの読み方】

本レポート課題に取り組むためには、当然のことながら、近年の中国政治に関する理解だけでは不十分である。

現在、中国において生起している様々な事象の背景を理解するためには、少なくとも、中華人民共和国建国以降の中国政治全体に関する理解が必要である。そのために課題提出者は、まず中華人民共和国の政治を通史的に理解しなければならない。差し当たり、テキストとともに下記の参考文献を読むことをおすすめする。それぞれの著者が、様々な視点から中華人民共和国の歴史を整理していることが理解できるはずである。これらを比較し、批判的に検証しながら、自分自身の力で中華人民共和国史を整理し直す作業を踏まえて、本レポート課題に取り組んで欲しい。

### 【履修上の注意】

平素より、中国の動向に関心を持ち、中国に関する報道や情報に注意を傾け、一定の基礎的な理解があることが望ましい。

### 【参考文献】

西村成雄・小此木政夫『現代東アジアの政治と社会』放送大学教育振興会、2010年

国分良成編著『現代東アジア—朝鮮半島・中国・台湾・モンゴル—』慶應義塾大学出版会、2009年

西村成雄・国分良成『党と国家—政治体制の軌跡—』岩波書店、2009年

山田辰雄『中国近代政治史』放送大学教育振興会、2007年

国分良成編『中国の統治能力』慶應義塾大学出版会、2006年

家近亮子ほか編『5分野から読み解く現代中国』晃洋書房、2005年

国分良成編『中国政治と東アジア』慶應義塾大学出版会、2004年

天児慧『中国の歴史11 巨龍の胎動』講談社、2004年

天児慧『中華人民共和国史』岩波新書、1999年

小島朋之『中国現代史』中公新書、1999年

### 【レポート作成上の注意点】

レポート課題に関しては、上記の参考文献以外にも、膨大な書籍と論文がある。課題提出者は、それらをできるだけ系統的かつ批判的に読みこなすことが要求される。なお、言うまでもないが、課題に関する書籍や論文を単純に丸写ししたり、或いは部分的に切り取ったりしたものを要約しただけでは、合格点には達しない。課題提出者自身が本課題に真摯に取り組み、従来の説を批判的に検証した上で、たとえ未熟ではあっても、自らの言葉で記述することが要求される点に留意されたい。

### 【成績評価方法】

科目試験による。

## 日本外交史 I

(J 025-7301、J 7359)〔4単位〕

### 【講義要綱】

日本の開国以降第二次世界大戦終結までの（いわゆる戦前の）日本外交に関して、日本の指導者がみた主観的世界像および自国像と欧米およびアジアの国際政治の現実の間の関係・相互作用に留意して、理解を深めたい。

### 【参考文献】

入江昭『日本の外交—明治維新から現代まで』中公新書、1966年

### 【レポート作成上の注意点】

レポート課題に対するいわゆる「正解」は存在しない。また、単なる事実関係の羅列に終わらないように留意したい。分析視角（事実関係に一定の意義付けを与える一貫した視点）に一定のセンスや論理性があり、全体の考察に分析的なまとまりがあることが重要である。

### 【成績評価方法】

科目試験による。

## 日本外交史Ⅱ

( J 048-9301、 J 9360)〔 2 単位〕

### 【講義要綱】

第二次世界大戦終結以降（いわゆる戦後）20世紀終わりまでの日本外交について、戦後憲法と日米安全保障関係を基盤とするいわゆる「吉田路線」と、世界およびアジアの国際政治との相互関連に留意して理解したい。

### 【参考文献】

国分良成他『日中関係史』有斐閣、2013年

### 【レポート作成上の注意点】

レポート課題に対するいわゆる「正解」は存在しない。また、単なる事実関係の羅列に終わらないように留意したい。分析視角（事実関係に一定の意義付けを与える一貫した視点）に一定のセンスや論理性があり、全体の考察に分析的なまとまりがあることが重要である。

### 【成績評価方法】

科目試験による。

## 西洋外交史

( J 033-7702)〔 4 単位〕

### 【講義要綱】

第一次世界大戦から現在に至るまでの西洋外交史を対象にしています。外交の変容を中心として、大きな歴史の流れを理解していただきたいと思います。

### 【参考文献】

細谷雄一『外交—多文明時代の対話と交渉』有斐閣、2007年

### 【レポート作成上の注意点】

- (1) 参考文献を読んで下さい。
- (2) 著者の文章と自分の文章を区別して、論文形式で執筆して下さい。

### 【成績評価方法】

科目試験による。

## 政治思想史Ⅲ

( J 036-7702)〔 2 単位〕

### 【講義要綱】

本講義の主たる目的は、テキストの序でも示されているように、〈啓蒙的理性〉と〈ロマン主義的理性〉という2つのパラダイムの対立・融合のプロセスの検討を通じてモダニティ



ならびに現代政治の思想的課題を明らかにすることである。

### 【テキストの読み方】

各々の政治思想に内在するロジックを的確に理解したうえで、さらにそのロジックが歴史的にどのように作用してきたかを意識しつつ読んでください。

### 【履修上の注意】

「ヨーロッパ中世政治思想」をあわせて履修されることをお勧めします。

### 【関連科目】

「ヨーロッパ中世政治思想」、「政治哲学」、「西洋哲学史Ⅱ—近世・現代—」

### 【参考文献】

奈良和重『イデオロギー批判のプロフィール——批判的合理主義からポストモダニズムまで』慶應義塾大学法学研究会、1994年

カッシーラー著、中野好之訳『啓蒙主義の哲学（上）（下）』ちくま学芸文庫、2003年

バーリン著、小川晃一ほか訳『自由論』みすず書房、2000年

蔭山宏『崩壊の経験——現代ドイツ政治思想講義』慶應義塾大学出版会、2013年

### 【レポート作成上の注意点】

このレポート課題の問題だけに固執せず、テキスト全体を読んでから、問題に即して適切に答えてください。

### 【成績評価方法】

科目試験による。

## ヨーロッパ中世政治思想 (J 052-9801) [2単位]

### 【講義要綱】

ヨーロッパの政治思想が中世と呼ばれる時期（テキストではそれを9世紀から15世紀までの約700年間に設定しています）において遂げた展開を講義します。その際、「普遍」と「特殊」との関係ならびにその変遷過程が重要なテーマとなります。

### 【テキストの読み方】

古典古代の哲学や宗教（キリスト教）といった多様な要因が、ヨーロッパ人の政治理解に大きな影響を与えていく、その消息に関心を払ってください。またテキスト執筆者にはメタレベルでの問題意識があります。それは、近代以降の日本人にとってヨーロッパ文化が第二の自我になっているということ、したがって日本人にとってヨーロッパ文化がもっている意義の把握は今日においても極めて重要だ、ということです。これらの点を意識しつつ、テキストを読まれることを強く願います。

### 【履修上の注意】

「政治思想史Ⅲ」をあわせて履修されることをお勧めします。

### 【関連科目】

「政治思想史Ⅲ」、「西洋哲学史Ⅰ—古代・中世—」、「歴史（西洋史）」

### 【参考文献】

鷺見誠一『ヨーロッパ文化の原型』南窓社、1996年  
パコー著、坂口昂吉・鷺見誠一訳『テオクラシー』創文社、1985年  
ティアニー著、鷺見誠一訳『立憲思想』慶應義塾大学出版会、1986年  
モラル著、柴田平三郎訳『中世の政治思想』平凡社ライブラリー、2002年  
佐々木毅著『宗教と権力の政治』講談社学術文庫、2012年  
将基面貴巳著『ヨーロッパ政治思想の誕生』名古屋大学出版会、2013年

### 【レポート作成上の注意点】

どの科目のレポートもそうなのでしょうが、論理的な流れのはっきりしたレポートを作成してください。当該科目のように歴史的な科目のレポートでは、往々にして「〇〇年に××ということが起こった。次いで△△年には□□という事件が生じた」といった事実の羅列を記しただけのものが見受けられます。これは年表ではあってもレポートではありません。〇〇年の××を受けて△△年に□□が起こったとして、そこに一体いかなる因果関係が認められるのか。その点を意識した記述を心がけてください。

### 【成績評価方法】

科目試験による。

## コミュニケーション論 (J 079-0602) [4単位]

### 【講義要綱】

この科目の主たる目的は、「コミュニケーション」概念を軸としつつ多様な学問領域の成果を用いて思考することの面白さを理解してもらうところにある。もともと「コミュニケーション」論は学際的な学問領域であり、政治学、社会学、心理学、社会心理学などの隣接分野との関わりが深いため学習範囲が広い。テキストや参考書だけでなく、関連する社会科学の文献をなるべく多く読むことが望まれる。

### 【テキストの読み方】

テキストの内容で分からない箇所がある場合は、テキストの文章が参照している参考文献にまでさかのぼって、自分の理解を深めることが望ましい。

### 【履修上の注意】

事前に履修すべき科目や、あらかじめ学んでおくべき知識は特にない。しかし、学習にあたってはテキストだけでなく他の複数の文献を読んで幅広く勉強することが必要である。参考文献で悩む場合、テキストの中で数多くの文献が紹介されているので、これらの文献を実際に自分の眼で読んでみるのが最も参考になる。

### 【関連科目】

「政治学」、「社会学」、「社会心理学」

### 【参考文献】

大石裕『メディアの中の政治』勁草書房、2014年

大石裕編『戦後日本のメディアと市民意識』ミネルヴァ書房、2012年

大石裕編『ジャーナリズムと権力』世界思想社、2006年

大石裕『ジャーナリズムとメディア言説』勁草書房、2005年

大石裕『政治コミュニケーション』勁草書房、1998年

### 【レポート作成上の注意点】

レポートのタイトルを自分で考え、冒頭に明記すること。

レポート作成を行う際に参照した文献、論文、資料などを明記すること。

### 【成績評価方法】

科目試験による。

## 都市社会学 (J)

(市販書採用科目) (J 094-1091) [2単位]

### 【テキスト】

藤田弘夫・吉原直樹編『都市社会学』有斐閣、1999年

### 【講義要綱】

本科目は都市の多様な側面を社会学的に理解することを目的とする。テキストに即して、次の順序で議論していく。

序章 都市社会学の方法と対象

第Ⅰ部 都市の活動と世界

第Ⅲ部 生活世界と都市文化の変容

終章 都市社会学の新しい課題

第Ⅱ部 住民活動とコミュニティの形成

第Ⅳ部 都市の計画と管理

名著解題

### 【テキストの読み方】

テキストについては、全部の章を正確に熟読してください。マテリアルやコラム、名著解題まで試験の範囲に入ります。

### 【履修上の注意】

持ち込み不可ですので、内容について自分でまとめてください。単にキーワードの暗記だけでなく、内容を論じる問題になります。

### 【参考文献】

各章の終わりに掲載されている文献を参考にしてください。他に次のようなテキストも参考になります。

- ・ 町村敬志・西澤晃彦『都市の社会学』有斐閣、2000年
- ・ 園部雅久・和田清美編著『都市社会学入門』文化書房博文社、2004年

### 【レポート作成上の注意点】

レポートの分量は、4000字以内にしてください。

### 【成績評価方法】

科目試験による。

## 産業社会学 (J)

( J 028-7502、 J 7591) [2 単位]

### 【講義要綱】

現代社会は、産業化と切り離せない。産業社会学は、産業化された現代社会の社会的・人間的側面を明らかにしようというものである。現代人は、企業・官庁・非営利組織など、ほぼ例外なく何らかの組織に帰属して生活している。本科目で考えるべきことは、産業化にともなう諸課題であり、産業革命と市民革命の関係、大量生産方式と大衆社会の到来、組織とコミュニティの問題、組織と個人の目的、その効率性と人間性、組織による人間疎外とその克服、あるいはリーダーシップやプロフェッショナルリズム、余暇と労働の問題など、そのテーマは幅広く、しかも身近である。みずからの仕事と生活をふりかえり、現代を考えるという意味で、生涯学習に最適な課題を含んでいる。本科目の学習を通じて、現代社会について一歩踏み込んで考えてほしい。

### 【テキストの読み方】

テキストは、書かれている数字や時代背景に古いものがあるが、時代を超えた「古くて新しい問題」を提起している。含蓄ある表現が随所にみられ、示唆に富むものでもある。テキスト全体の底流に流れている大きな主張を読み取ってほしい。

### 【履修上の注意】

産業化はわれわれのまわりに深く浸透している。産業化が社会や個人におよぼした影響を他人ごとのように批判するのではなく、自分のこととして考えてほしい。他人の文章を借りるのではなく、自分の考えをしっかりと主張することが、履修上の条件である。

## 【関連科目】

特に指定しないが、経済学、経営学、社会学、心理学などに広がるテーマに関心をもっておいてほしい。

## 【参考文献】

- テラー『科学的管理法』ダイヤモンド社、2009年  
フロム『自由からの逃走』創元社、1984年  
ホワイト『組織のなかの人間』創元社、1984年  
バーナード『経営者の役割』有斐閣、1979年  
マグレガー『企業の人間的側面』産能大学出版部、1990年  
ハーズバーグ『仕事と人間』東洋経済新報社、1983年  
井原久光『テキスト経営学（第3版）』ミネルヴァ書房、2008年  
井原久光『社会人のための社会学入門』産業能率大学出版部、2012年など

## 【レポート作成上の注意点】

レポート課題はテキスト全体を通じて理解したことをたずねている。テキストの一部にある記述に頼るのではなく、全体を通じて学んだことをふまえて論じてほしい。また、今回のテーマは、産業社会に生きる私たちすべてに共通する課題といえる。社会批判や評論家的なレポートではなく、自分の問題として考えてほしい。レポートの分量については4,000字という制限にこだわっているわけではない。簡潔を旨としてほしいが、同時に、しっかりとした内容のものにしてほしい。

## 【成績評価方法】

科目試験による。

## 経済原論 (J)

(J 019-6808) [4単位]

## 【講義要綱】

ミクロ経済学およびマクロ経済学からなる経済学の基礎理論を学習する科目である。

マクロ経済学が国民総生産・失業率・物価水準といった経済全体の集計量を考察するのに対し、ミクロ経済学は個々の経済主体の経済活動を分析対象とするという差異はあるが、ミクロ・マクロ経済理論は現実経済に対する一貫したものの見方を提供している。この科目は他の多くの経済学の分野に応用されるような、経済学の基礎理論を学ぶことを目的とする。

## 【テキストの読み方】

図や式の意味をよく理解するようにして下さい。

## 【履修上の注意】

ある程度の数学的知識と論理的思考力を前提とします。

## 【参考文献】

塩澤修平『経済学・入門（第3版）』有斐閣、2013年

塩澤修平『基礎コース・経済学（第2版）』新世社、2011年

## 【レポート作成上の注意点】

記述のうえで、それが仮定あるいは前提であるのか、論理的展開であるのか、論理的帰結であるのか、といった区別を明確にして下さい。

### 注意

この科目は、前半・後半に分かれていて、それぞれにレポートを提出しなければならない。

前半は第1章から第14章まで、後半は第15章から終りまでとする。レポートはそれぞれ4,000字以内とする。

科目試験の受験については『塾生ガイド』（または『教職課程履修案内』）を参照のこと。

## 【成績評価方法】

科目試験による。

## 財政論（J）

（J 029-7602、J 9196）〔2単位〕

## 【講義要綱】

この講義の目標は、財政の理論、制度、歴史、政策を理解し、現代日本における財政問題について考えることができるようにすることである。その際、財政理論は欠かせないが、財政現象は法制度に立脚しているため制度論ぬきに語ることはできず、また、歴史的研究を軽視して財政学は成立しえない。そのため、理論のみならず制度、歴史、政策までを含めて学んでほしい。本講義は、日本における予算、政府支出、租税、公債などを対象とするが、それぞれの領域で近年関心が高まっている現実的な問題についても関心をもって学んでほしい。

## 【参考文献】

片桐正俊編著『財政学—転換期の日本財政（第2版）』東洋経済、2007年

金澤史男編『財政学』有斐閣、2005年

佐藤進・関口浩『財政学入門（改訂版）』同文館、1999年

神野直彦『財政学（改訂版）』有斐閣など、2007年

## 【レポート作成上の注意点】

政府の財政活動が経済や社会全体にどのような影響を与えるかを考えるうえで、基礎的用語や理論についての知識が不可欠であると同時に、現実の経済問題や社会問題について強い関心を持っていること。



## 【成績評価方法】

科目試験による。

## 新・金融論 (J)

( J 103-1301)〔2単位〕

## 【講義要綱】

### 第1章 資金循環と資金の過不足

- 1-1 経済と金融の関係—資金循環勘定
- 1-2 政府の資金不足の調整
- 1-3 企業の資金過不足の調整 (I-S バランス)

### 第2章 企業の資金調達と投資

- 2-1 日本企業の資金調達と投資
- 2-2 利子率と投資の関係
- 2-3 トービンの  $q$  と企業の投資

### 第3章 金融商品のリスク制御と価格計算

- 3-1 日本の家計のポートフォリオ
- 3-2 債券市場・株式市場
- 3-3 新しい金融商品とオプションの価格計算

### 第4章 金融機関の仲介機能と証券市場

- 4-1 日本の金融機関の構成
- 4-2 銀行・協同組織金融機関、貸金業
- 4-3 証券会社と証券市場
- 4-4 生命保険会社・損害保険会社
- 4-5 機関投資家

### 第5章 金融行政と金融政策

- 5-1 金融システムの安定と BIS 規制
- 5-2 証券化とオフバランスシート
- 5-3 金融政策と短期金融市場の金利調節
- 5-4 インフレ・ターゲティングとテイラー・ルール

### 第6章 財政と財政投融资

- 6-1 国債の発行増と金融機関の保有増
- 6-2 財政投融资制度と財政投融资改革
- 6-3 郵便貯金

### 第7章 貿易・資本移動と外国為替

- 7-1 国際収支

- 7-2 外国為替決定理論
- 7-3 国際資本移動と国際金融のトリレンマ
- 7-4 ユーロの危機

#### 第8章 金融のミクロ理論

- 8-1 家計の金融行動
- 8-2 企業の金融行動
- 8-3 銀行の金融行動

#### 第9章 金融のマクロ理論

- 9-1 IS-LM モデル
- 9-2 所得と利子率の決定
- 9-3 物価の決定—総需要—総供給モデル
- 9-4 合理的期待形成と金融政策
- 9-5 IS=LM=BP モデル（オープン・マクロモデル）

#### 【成績評価方法】

科目試験による。

### 経済政策学 (J)

(J 087-0801)〔2単位〕

#### 【講義要綱】

市場機構は万能ではないため、政府が直接・間接に市場に介入し、市場の失敗の是正をはかっています。

経済政策学は、このような政府の活動の現状を明らかにすると同時に、望ましいあり方を提示することを目的とする学問です。

本講義では、まず、必要な基本概念と経済理論を身につけ、その上で、直面する今日の政策課題を見極め、解決の方向を探ります。

#### 【履修上の注意】

マクロ経済学およびミクロ経済学に関する知識をもっていることが望ましい。

#### 【参考文献】

福田慎一・照山博司『マクロ経済学・入門』有斐閣 2011年（第4版）

岩田規久男・飯田泰之『ゼミナール経済政策入門』日本経済新聞社 2006年

#### 【レポート作成上の注意点】

教科書を熟読するのみならず、巻末の参考文献や新聞・雑誌の経済記事・論文を読み、進んだ知識を積極的に取り入れるよう努力して下さい。

## 【成績評価方法】

科目試験による。

## 社会政策（J）

（市販書採用科目）（J 098-1191）〔2単位〕

## 【テキスト】

駒村康平『福祉の総合政策〔新訂5版〕』創成社、2011年4月

## 【講義要綱】

本講義の目的は、急速な少子高齢化の中、社会政策の中で比重を増した社会保障制度の理解と社会経済システムとの整合について検討し、望ましい政策を自ら考えられるようにすることを目的としている。具体的政策としては、社会保障制度の中心領域である年金、医療、福祉以外に、関連領域である人口、家族、財政、労働等についてもカバーしている。

1. 成熟化社会、少子・高齢化社会における社会保障
2. 社会保障制度の機能と歴史
3. 社会保険（年金・医療・介護・雇用・労災保険）
4. 児童・高齢者・障害者のための福祉政策
5. 生活保護
6. 雇用政策（最低賃金制度）
7. 制度改革の方向性

## 【テキストの読み方】

まず第1～3章で、現行の社会保障制度を取り巻く変化を理解したうえで、第4章で社会保障制度の機能、第5章で社会保障の歴史を学んでください。第7章以降は各論ですので、各々関心をもった制度について掘り下げて、学んでください。第19章は、社会保障制度の枠組みの中で、どのように効率性を高め、限られた資源でより充実した社会保障を提供できるか、理論的背景とともに学び、社会保障の将来のあるべき姿について考えてください。

## 【履修上の注意】

経済学的な考え方を中心とした解説となっていますので、経済学の基本的な知識があった方が理解しやすいでしょう。また下記関連科目を併せて履修すれば、一層理解が深まるでしょう。

## 【関連科目】

「財政論」「人口論」「産業社会学」「労働法」

## 【参考文献】

城戸喜子・駒村康平編（2005）『社会保障の新たな制度設計』慶應義塾大学出版会。

厚生労働省『労働経済白書』、『厚生労働白書』各年版  
厚生労働省サイト (<http://www.mhlw.go.jp/>)

### 【レポート作成上の注意点】

執筆する前にまず『塾生ガイド』（『教職課程履修案内』）の「レポート作成上の注意」をお読みください。課題1・2共に、引用・参考箇所（指定テキストを引用・参照する場合も含む）はレポート本文中に「 」等の記号を用い、またどこからの引用・参照なのか著者姓（出版年）該当のページ数まで明示したうえ、対応する参考文献リストをレポートの末尾に掲載してください。また節ごとに小見出しを付け、内容的な区切りを明示してください。こうしたレポート作成のガイドラインに沿っていない場合、添削不能として内容にかかわりなく再提出となります。

また課題2については、政策に関するレポートですので、何らかの政策提言を行ってください。その際には、その政策提言の論拠を最新データに基づき明確に示してください。データはテキスト掲載以外のデータも併せて使用してください。

### 【成績評価方法】

科目試験による。

## 新・経営学（J）

（市販書採用科目）（J 105-1491）〔3単位〕

### 【テキスト】

岡本大輔・古川靖洋・佐藤和・馬場杉夫『深化する日本の経営』千倉書房、2012年

### 【講義要綱】

経営学は、企業経営、企業組織、経営者行動など、組織と経営現象に関する幅広いテーマを対象とした学際的な学問です。本科目では、その中でも、コア領域である、経営管理論、経営戦略論の分野を主な対象としています。これらを通じて、企業はどのように戦略的な意思決定を行うのか、組織運営の原理・原則は何か、成功する企業と失敗する企業の違いを説明することはできるのか、について学んでいただき、社会・経済の中で不可欠な存在である企業と組織に関する理解を深め、新しい視点から物事を観察し、解釈できる目を養っていただければと思います。

### 【参考文献】

浅羽茂・牛島辰男『経営戦略をつかむ』有斐閣、2010年

浅羽茂・須藤美和『企業戦略を考える：いかにロジックを組み立て、成長するか』日本経済新聞出版社、2007年

### 【レポート作成上の注意点】

設問の意図を正確に理解し、レポートの構成を考えてください。

### 【成績評価方法】

科目試験による。

## 会計学 (J)

( J 088-0901 ) [ 3 単位 ]

### 【講義要綱】

会計学、主として財務会計論の基礎を学習する。科目試験の出題範囲はテキストの内容に限るが、レポートの作成についてはより広範な学習にもとづくことを期待する。

### 【参考文献】

友岡賛『会計の時代だ』ちくま新書、2006年

友岡賛『会計学はこう考える』ちくま新書、2009年

友岡賛『会計学原理』税務経理協会、2012年

### 【レポート作成上の注意点】

できる限り、自分の言葉、をもって述べ、また、参考文献は明記すること。

### 【成績評価方法】

科目試験による。